

死	亡	者	覺	養
部所	除屬	官等	氏	名
區分	亦	由	場	所
年月日	區分	本	人	保
新	地	留	品	養

死亡者覺書

世帯主

才五 鎌 龍

官氏 山 少 尉

此無知主 隠匿 史用 (私帳書部)

場所 隊屬	官 等	氏 名	區 分	道	由	場	所	年 月 日	區 分	本 人 保	本	地	遺 留 品
								20 8 16	甲	同和			子

町中 組長 佐所 氏 名

27-28

前略 誠以恩銘下不 [redacted] 殿封了无
 託事項即教本師送生賜「度印種」致了了

光緒 年 月

民生局七話課 船舶班
 陳雲五

52-11

大明資料 西系

本籍地	[redacted]	生年日	[redacted]	日	[redacted]
船名	第三九龍大	通稱	桐芳九	一九九	日
死之日時	西曆一九二〇年八月				(2)
死之場所	大馬路		熱河省		(2)
死之原因	腹痛		數死		(2)
死之場所	山		車禍		自決
死之時	西曆一九二〇年八月		死前		一等兵
死之時	西曆一九二〇年八月		粵		

姓名	陳雲五	生年日	日	號	事
船名	第三九龍大				
死之日時	西曆一九二〇年八月				
死之場所	大馬路				
死之原因	腹痛				
死之場所	山				
死之時	西曆一九二〇年八月				
死之時	西曆一九二〇年八月				

初級書記官 林官大色
 初級書記官 林官大色

事實(現認)證明書

本籍地

現住地

所屬部隊

固有部隊名 第五師團 陸軍

通稱號名

滿洲軍 第五師團

官等級氏名(死亡前)

陸軍少尉

年 月 日生

右の者昭和二十年八月十六日午時分

滿洲錦州省に於て戦死(病傷名)したことを證明する

昭和二十一年九月二十日

所屬部隊 滿洲軍 第五師團

死亡者との關係 隊前(同期)

(舊)職官等級氏名 陸軍少尉

22.10.2.

受付

44-13

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

死亡現認(確認)証明書

※(調製月日) 昭和26年9月26日
※(調製官署) 留守業務部

資 料 提 供 者		死 亡 者 の 資 料										
注方たつ知と亡死		遺 留 品	及遺 骸の 遺 理	死 亡 諸 元					現 留 守 住 當 所 者	本 籍 地	無 有 の 届	
病床目録に死亡の調製 をせり！				死亡 區分	發 病 時	傷 病 名	死 亡 場 所	死 亡 日 時			除 部 屬 所 稱 通 有 固	20A 109連
係 關 の と 人 本			土葬	戦病死	肺結核	錦州陸軍病院拉セセ分院	昭和二十一年八月十六日	縣 府 道 郡		屬 所 部 細	(召應地現)征役	
病院看護婦											部 兵	
隊部屬所	所住現										歩	
錦州陸軍病院												
級 官 氏 名		(死 亡 時 状 の 記 載)										
婦長勲勞		病勢悪化衰弱甚しく遂に死亡せる。										
		名氏者當留守留										
		續柄 ()										
		年 月 日生										

死亡現認(確認)證明書

※(調製官署) 昭和26年8月26日
留于業務部

留學業務部

[illegible]

死亡現認(確認)證明書

※（調製月日） 昭和 26 年 7 月 26 日

養料提供者		死者の資料							死亡		
死と知つた方住		遺留品	及遺族の遺體管理	元諸亡死					現留守住擔當所者	本籍地	無有の届 ※
				死亡區分	發病時	傷病名	死亡場所	死亡日時			
葬儀に主会った			土葬	戦病死	回敏熱兼榮養失調症	錦州陸軍病院拉々七分院	昭二十年八月十六日		縣府道都		總直歩一連
関係の人本											屬所部細
病院看護婦											(召應地現)係役
院部屬所	所住現		*	*	*	*	*				稱兵
錦州陸軍病院			甲	甲	甲	甲	甲				歩
(況狀の時當亡死)											(後級等官前) ※ 一
病勢悪化衰弱甚しく遂に死亡する。								記	氏名者當擔守衛	氏名	
婦長勤務								續柄()			年 月 日生

死 亡 認 證 明 書

陸・海・空



裏面記載上の注意を見ておいて下さい。(※及び裏面の各欄は記載に及びません)

所屬(所籍) 固	有	明 輸 飛
部隊又は職	通	
域名	称	
開戦時の住所	(在留地)	
本籍地		
区分	内	
発病時期		
発病場所		
死亡区分		戦 死
死亡日時		昭和三十年八月十七日
死亡場所		横道河原東方ニ新
元死亡事由		ソ軍戦車の攻撃による
(偽病名)		
遺骨及び遺		死体は現地に遺棄
物の処理		
遺留品の処		

本籍地 [Redacted]

留 守 留 留	現 住 所	
当 氏 名	続 柄 (兄)	
死亡当時の状況及び参考資料		

兵 種	役 種
階 級	時 間
時 間	死 亡
氏 名	氏 名
年 月 日 生	年 月 日 生
女	男

資 料 提 供 者
亡 亡 知 方 法
私の部下 [Redacted] から
の知らせで知った

現 住 所	
所 属 部 隊	明 輸 飛
職 務	

本名は満洲牡丹江省区海河飛機場駐在員として勤務していた。本名は同飛機場で戦死し、遺体は河内江省区海河飛機場に発見された。三名(氏名はわからぬ)と共に行動し、牡丹江省区海河飛機場に発見された。其の南満洲方面(奉天を目標とした)に行動し、八月十六日夜同地へ出発した。本道は殆んどソ軍の進攻により行動ができたので山中を行動することになり、道沿いに先づ横道河原に向き行動した。横道河原東方ニ新約ニ軒付近でソ軍戦車の攻撃をうけたので、二人は三人位のヘラ(カール)に日をつた。私は三人のグループで九月下旬ハルビンに着いたが先着の者もいた。後日着いた者もいるが、このとき合流した時は七、八名位であり、他の者は戦死したというのであった。私は本名が戦死したと報告して、横道河原の [Redacted] (名を隠した) である。昭和三十年八月十七日、横道河原の [Redacted] 戦死した。

57-20

死 亡 現 認 證 明 書

陸・海・邦

表裏記載上の注意を記しておいて下さい。表裏及び裏面の各欄は記載に及びません。

資 料 提 供 者		死 亡 者										死			
死 亡 者 知 方 法		遺 留 品 の 処 理	遺 骨 及 び 遺 骸 の 処 理	元 死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	亡 死 亡 日 時	死 死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	区 分	本 籍 地	開 戦 時 の 住 所 (在 留 地)	域 名	所 属 (所 轄) 部 隊 又 は 職 名	所 属 (所 轄) 部 隊 又 は 職 名
おれ下 のたふとわった から		死 体 は 現 地 に 遺 棄 せ ら れ た		と 同 様 の 政 策 に よ る	横 越 河 子 東 方 の 山 科	昭和 40 年 8 月 17 日	戦 死			内				田 崎 飛	田 崎 飛
保 関 の と 者 亡 死												風 所 部 細	面 局 区 地		
上 官												景			
所 住 現												種 兵	種 役		
所 属 部 隊 略 号												名 氏	所 住 現		
田 崎 飛												純 柄 ()			
(名 姓) 姓 名												死 亡 当 時 の 状 況 及 び 参 考 資 料		級 階 の 降 亡 死 (降 亡 有 無 は 又)	
田 崎 飛												死亡当時の状況及び参考資料		名 氏	
												死亡当時の状況及び参考資料		年 月 日 生	
												死亡当時の状況及び参考資料		女	

横越河子
昭和 40 年 8 月 17 日
戦死
田崎飛

右寫八原本之相違録中一

大尉 大尉		等	
[Redacted]		氏	
戰死		名	
ソ軍と交戦		分	
にあり		由	
熱河省赤峰		所	
20.8.17		間	
甲		確	
同第3隊大尉		事	
支別		由	
[Redacted]		本	
[Redacted]		籍	
[Redacted]		地	
隊長		部	
[Redacted]		隊	
[Redacted]		員	
[Redacted]		等	
[Redacted]		氏	
[Redacted]		名	
22.11.18		上	
[Redacted]		[Redacted]	

死亡覺報 (局)

510

舞鶴上座地文局

27-13

...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...
...	...	...	...	...

6-11

裏面記の上の注意を見て書いて下

死亡現認(確認)証明書

昭和 年 月 日
 (調製) 昭
 (調製官署)

資 料 提 供 者		死 亡 者 の 資 料													
知事 死亡 自爆 昭和八、一七、大橋飛行場より九、式爆弾大空 東、高陸前、車輪を降り作業中、自爆 昭和八、一七、大橋飛行場より九、式爆弾大空 東、高陸前、車輪を降り作業中、自爆	遺留品 なし	遺骸の遺骨 昭和八、一七、大橋飛行場より九、式爆弾大空 東、高陸前、車輪を降り作業中、自爆	元 諸 亡 死					現留守 全石縣 全石	本籍地 全石縣 全石	無有の同族					
			死亡区分 死亡場所 死亡日時 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻			死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻	死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻
関係人 昭和八、一七、大橋飛行場より九、式爆弾大空 東、高陸前、車輪を降り作業中、自爆		死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻					死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻		死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻						
現住所 昭和八、一七、大橋飛行場より九、式爆弾大空 東、高陸前、車輪を降り作業中、自爆		死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻					死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻		死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻 死亡時刻						

25-13

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

※(調製月日) 昭和 26 年 3 月 日

寫

[illegible]

[illegible]

21-12

死亡現認證明書

製發年月日 昭和 年 月 日
製發場所 姓名

昭和 年 月 日

所屬固有氏名 氏名 住所 市 町 丁目 番 号

本籍地

大正 昭和

年 役業

役 階

特 別

官等 氏名

死亡前

年 月 日

時 分

發病年月日 昭和 年 月 日

備考

死 因

死亡場所

新 次

死亡年月日 昭和 年 月 日 時 分

死亡 由

昭和 年 月 日 時 分 死亡場所 新 次

遺 留 守 葬 者

現住所

本 籍 地 同 じ

続 柄

父 氏 各

遺 留 守 葬 者 氏 名 住所 市 町 丁目 番 号 備考

遺 留 守 葬 者

現住所

本 籍 地 同 じ

死亡現認證明書

77. 13

2110

死亡と判定される当時の状況調書

本籍地

所属部隊 第一三三師田輜重隊

身分氏名 陸軍軍曹

死亡と判定される日時場所

昭和二十年八月二十一日頃 中支湖北省当陽縣大和場付近

二一般状況

一 本人は第一三三師田輜重隊に所属し、乙幹約二十名の長として

大和場の警備に任じていた。

二 大和場は一般状況不穏であり、付近の治安又悪く、土匪の

襲撃をうけ、昭和二十年春頃同警備隊 一等兵(当時通

訳をしていた)が拉致されて殺害された事件もあった。

三 この警備隊は住民からうらまれ、又便衣隊長から狙われ密

偵が入り込んでいた。そこで常の隊員は緊張して警備に任

じていた。

四 警備隊では苦力名を使用していたが、日本語のよく話せること

部隊は近くを捜索したが手掛りがなく帰国のため昭和二十年八月
二十四日頃鵜飼嶺を出発した部隊の出発まで、軍曹は
帰隊しなかった。

五、判定

土匪頭目が当時の苦力、として警備隊長である軍曹
を傷つて誘い出し殺害したものと判断される。

以上は元同部隊 軍曹の旧部下である左記の者につき調査
したものである。




寫

(※及び裏面の各欄は記載に及びません)

2114

死に確認申告書

昭和二十一年 月 日

死に年月日	死に場所	氏名	留守担当者 の 本籍及現住所	続柄	氏名	遺言の有無
昭和二十一年六月十七日	ホタテ地区 ホタテ	小原信雄	現住所 同本籍	父	妙子	有
20.8.20	戦死					
20.8.20	戦死					
20.8.20	戦死					

確認資料参考

(一) 昭和二十年十月二十三日、ボタテ収容所に入所、鎮山作業に従事せしが同年二月二十日頃発病、右収容所医務室に入室加療のち同年四月二十五日死に
載たることを確認す、病名急診チブス、死体は自署埋葬す
(二) 軍と交戦中昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と矢に於て腹部貫通銃創により戦死せることを確認す、死体は中隊が当地に於て埋葬す
(三) 戦中昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と矢に於て腹部貫通銃創により戦死せることを確認す、死体は中隊が当地に於て埋葬す

昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と矢に於て腹部貫通銃創により戦死せることを確認す、死体は中隊が当地に於て埋葬す
昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と矢に於て腹部貫通銃創により戦死せることを確認す、死体は中隊が当地に於て埋葬す
昭和二十年八月十四日阿南山北方五新の地と矢に於て腹部貫通銃創により戦死せることを確認す、死体は中隊が当地に於て埋葬す

所属部隊	姓名	住所	氏名
第...連隊	...	...	...

死亡事実調査票 昭和二十三年三月五日

氏名	山田 太郎	性別	男
年齢	45歳	職業	会社員
住所	東京都千代田区千代田 1-1-1		
死亡年月日時	昭和二十三年三月五日 午後二時		
死亡場所	自宅		
発見者	山田 太郎		
発見場所	自宅		
発見日時	昭和二十三年三月五日 午後二時		
発見状況	自宅に於て発見された。死亡の事実を確認した。		

参考資料 (必要の場合は併記すること)

- 一、死亡時自分が現認した
- 一、死因は他人によるもの (他人の所属警察署長氏名備考等)
- 一、死体は発見 (発見場所) した (発見場所等)
- 一、遺体発見場所の状況 (発見場所と発見者の関係等)
- 一、発見者の氏名 (発見者の氏名と発見者の関係等)
- 一、死亡者と発見者との関係
- 一、発見者の住所
- 一、発見者の年齢
- 一、発見者の職業
- 一、発見者の性別
- 一、発見者の婚姻状況
- 一、発見者の家族構成
- 一、発見者の健康状態
- 一、発見者の生活習慣
- 一、発見者の嗜好品
- 一、発見者の既往歴
- 一、発見者の家族歴
- 一、発見者の社会関係
- 一、発見者の経済状況
- 一、発見者の教育程度
- 一、発見者の職業経歴
- 一、発見者の犯罪歴
- 一、発見者のその他事項

調査官	山田 太郎
調査日	昭和二十三年三月五日

五 汁 菜

民生行安 康 福 瑞

西 林 夏 荷

一、做	(現役十二補元、二十傳代等)	
二、領	(學業、品行失、成績六、三傳代等)	
三、頭		

佛手

宣統元年九月

明倫彙編 家範典 卷一百一十五

地方世話部		死亡者覽書	關製者		部隊號	官氏名	軍屬
所屬	官等	氏名	區分	事由	場所	年月日	確度
							釐度決 定理由
							(本府地) 在所氏(姓名)
							遺留品



死亡現認證明書

昭和四年八月二十日

所屬	國府志守五郎	死亡場所	清洲大虎山
本籍地		死亡年月日	昭和三年八月二十日
死亡前階級	准尉	死亡區分	戦死
氏名		受傷箇所	自決（腹）
遺品	骨	発見年月日	

八日二十日大虎山無名死体発見、少尉格の階級、少尉以下全機を失った、戦死中隊に入入すといふ

右は神佛特別攻撃隊と云ふ

以上を部隊長より前へ（現在部隊長はシベリヤケメル海アンセルリフ城留）

佐度 甲

記載上主意	現認可土は死亡當時の精況と接し、詳記に記へする	本籍地	
	二確度甲付正雄では親の正雄の時	現住所	
	三階級は往々間違があるから必ず死に前を記へすること	階級	准尉
	四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	通稱	昭和四年八月二十日

68-12

卷(6) 29 9

元亡事蹟通考

不稱述 不明

河漢部陳 河洲才三九氣行陽天候

(回勇名)

依美年昭穆十九

官守後一年六

右小童昭穆二十年八月十六日四時

分教北江諸清並下
非此シカルコトヲ證明

昭和二十一年九月十四

21

官三九元大

職員長公名



4-11

報告

昭和拾四年徵集

君

昭和拾九年四月一日東部第六部隊入隊

昭和拾九年九月二十日通稱名滿洲第七六七

部隊(固有必第三航空情報聯隊)三軔

属同二十年五月十八日蒙古海力根台村ニ

展開ヲ命ゼラレ同年八月九日退去命令下リ

歸隊途中匪賊ト交戦八月二十七日午后

十一時頃伊胡搭驛西方約七里半、地点

ニテ戦死セルコトヲ證明ス

昭和二十年七月十八日

戦友

地方世話部長殿

◎裏面記載上の注意を見て取りなすべし。

卷之四

2/23

191 書 覺

26.4.27 柳田 調査

要 要	遺骨又は遺留品	留守遺骨者の現住所氏名	本籍地	現居地	場所	区分	所屬	有	附		昭和22年11月18日上陸	上陸地	民生局世話課
									部隊名	級 附			
行時又は起る者下前にはありとある (軍)	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	承 継	死 亡	独歩35大一中	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
					昭和20年8月	東京	歩	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
					同中隊	東京	歩	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

2124

現認證明書

河津派遣 第一八三部隊

陸軍 准尉

右者昭和二十年七月一日河津大石頭ニ於テ

河津軍・籠城部ニ依リ戦死(戦病死)セリコトヲ現

認ス

昭和二十年十一月五日

現認者元

第一八三部隊

陸軍 階級
兵長

現任所

氏名

17-12

現 認 確 証 明 書

今 籍 地

所 居 住 地 満洲第一六二六部隊

〔階級〕少尉 (氏名)

年 月 日生

昭和 二〇 年 九 月 一 日 12.00 時

分 (場所満洲巴彥)

〔傷病名〕胸部貫通 發病年月日

に於て昭和 年 月 日 (階級)

〔運輸先又は

〕より搬取

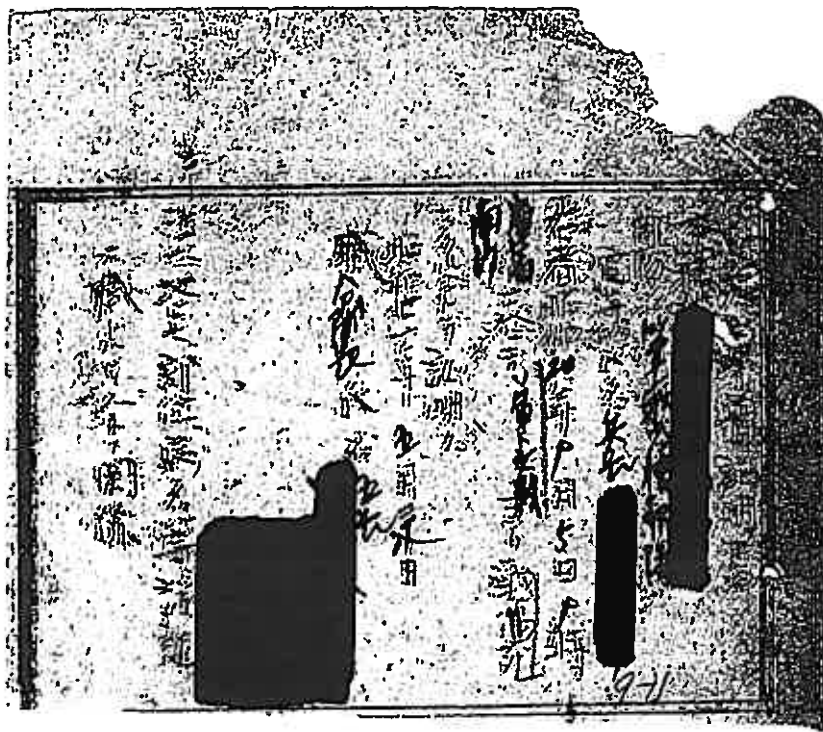
死亡の状況

遺骨の処理

遺留品の処理

その他

20.9.1 満洲、支那兵、戦死、於、脚部貫通、
傷り、身、欠、タ



世
威
懷

除屬

官
姓

名

臨分

山

場所

年
月
日

臨確
分度、

ノ本
關人
係ト

本

籍地

遺蹟
留
品骨

附錄

歸鄉先

魚氏名

6667.

Handwritten signature/initials.

致

卷之五

咳
止
金

20
7.
7.

一、

部

150-12

戦歿者確認(證明)書

- 一、死歿者所屬部隊名(通稱號) 満洲第一六五部隊
- 一、徵集年 昭和十七年 役種 現役 兵種 戦車兵
- 一、官等(死歿前) 中尉 (死歿後)
- 一、氏名 [Redacted]
- 一、死歿場所 満洲國熱河省錦州第一六五部隊行場
- 一、死亡區分或ニ事由 ソノ作業中北分事故ニ由リ戦車に突かれて死歿
- 一、死歿年月日時 昭和十七年九月九日 午後一時三十分
- 一、死歿者本籍地留守擔當者 [Redacted]

右確認(證明)ス

昭和十七年十一月二十九日

元所屬部隊名 第一六五部隊
 現住所 [Redacted]
 元官等級 [Redacted]
 氏名印 [Redacted]

註 死亡事由、場所ハナルベククシク特ニ終戦後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲクワシクオ知ラセ下サイ

宛先

地方世話部慰恤係

現 認 證 明 書

本 籍 地

現 住 所

我 名

所 屬 部 隊

官 階

一 概 集 役 姓 名

一 死 亡 年 月 日

一 死 亡 場 所

一 死 亡 區 分

中 八 航 空 通 信 隊

伍 長

飛 行 兵

昭 和 三 十 年 九 月 十 四 日

南 原

一 概 集 役 姓 名 係 病 年 月 日

昭 和 三 十 年 八 月 十 九 日 我 部 隊 新 兵 四 名 大 二 南 原

中軍ニテ武裝解除ヲ受テ中隊ニテ上野解任作業從事シテ
居リタルハ白下町 [redacted] 名他一カハ大連ニ家族カ居ルナリ
又中隊驛ニ危險ナリテ中隊驛ヨリ乘車セリトシテ一カハ
ヨリ殿打セシ死セリト果テ諸銃傷ヲ舒金魚傷ヨリ発見所
ニ運送カ有リ [redacted] 死セリト [redacted] 初年兵ヨリ同中隊ヲ解任同相
一遺族現任所續柄氏名

卷五

右相連無事ニ證明ナリ

現任者實年級氏名 伍長

昭和三年七月五日 所屬部隊及今就任官署名

現任所

起上覺齋

[illegible]

官

長

官

長

官

長

入 本

死亡者認定票

所屬部隊 個有名陸軍航空士官學校 通稱 滿洲第五二四部隊

本籍地

徴用

死亡箇分

死亡年月日

現住所

遺骸

妻

氏名

他種

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

死

戦病死

昭和三年九月九日

傷病名

吉林省吉林省中牧養所

昭和三年八月九日、ソ連 冬嶽スヤヤ部隊八四平街ニ移動中、命ヲ失フ。遺骸ハハルハ、ソ連戦死シ、目的の地ニ向ハズ吉林省敦化飛行場ニ

21.12.14

未

責任者印

調製官廳名

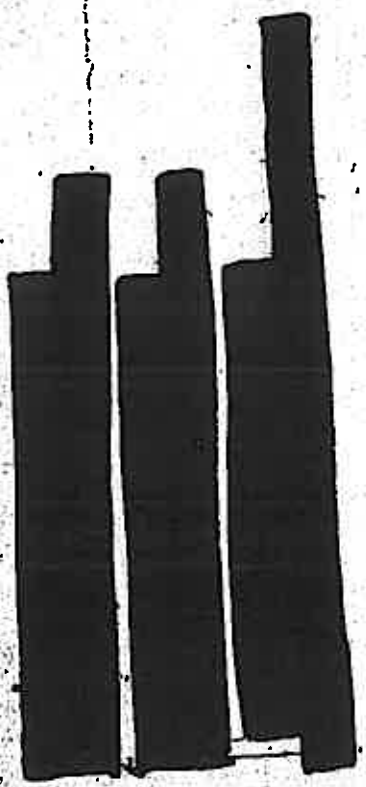
地方世務部



昭和四年四月

履	歴	所	見
昭和四年四月	昭和四年四月	昭和四年四月	
薩摩縣立士官學校卒業生として携	満洲白河地出先	以下不明	
		年 目 日	
		一 医師登録	

現認者



字

死 亡 現 確 認 證 明 書

陸・海・空

奥面記載上の注意を記しておいて下さい。(※及び奥面の各欄は記載に及びません)

4

資 料 提 供 者 死 亡 知 方 法	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
店員、知らぬ間に死 現、行方不明	遺骨及び遺 物の処理	遺 留 品 の 処 理	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
係関のと者亡死 同部隊員	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
所 住 現	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
所 住 現 第3大隊第4中隊 不部付	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
所 住 現 第3大隊第4中隊 不部付	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
所 住 現 第3大隊第4中隊 不部付	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書
所 住 現 第3大隊第4中隊 不部付	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書	死 亡 現 確 認 證 明 書

死 亡 証 明 書 (確 認)

裏面記載上の注意を見て書いて下さい (※及び裏面の各欄は記載に及びません又書き方がわからない点がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい)

資 料 提 供 者		死 亡 者 の 資 料									
死 亡 者 の 氏 名	死 亡 者 の 職 務	死 亡 者 の 年 齢	死 亡 者 の 性 別	死 亡 者 の 死 亡 場 所	死 亡 者 の 死 亡 日 時	死 亡 者 の 死 亡 原 因	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況
香港總督府使用人 中国人 某 等 軍 人				英軍の不法射殺	昭和二十年九月						
係属のと者亡死	同、僚										
死 亡 者 の 氏 名	死 亡 者 の 職 務	死 亡 者 の 年 齢	死 亡 者 の 性 別	死 亡 者 の 死 亡 場 所	死 亡 者 の 死 亡 日 時	死 亡 者 の 死 亡 原 因	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況
香港總督府 勤 務 員				英軍の不法射殺	昭和二十年九月						
死 亡 者 の 氏 名	死 亡 者 の 職 務	死 亡 者 の 年 齢	死 亡 者 の 性 別	死 亡 者 の 死 亡 場 所	死 亡 者 の 死 亡 日 時	死 亡 者 の 死 亡 原 因	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況	死 亡 者 の 死 亡 時 状 況
香港總督府 勤 務 員				英軍の不法射殺	昭和二十年九月						

死亡確認書 昭和五年七月二十日

所属 部隊名	通稱号	死亡 場所及 死亡 原因	死亡 前 死亡 後	氏 名	遺 体 有 無
一列 他立三兵第三聯隊 中二中隊 歩隊連三兵聯隊 中隊	20.3.25	遼東島ノ子ノ高 地ニハル島戦死 戦死 戦傷死 戦死	上等兵 兵長	青森市大町丁四十五番地 青森市町一三五番地 青森市町一三五番地	遺体有 無
満洲軍力十七聯隊	20.1.11	満洲吉林省 敦化 陸軍病院 戦死	上等 兵長	青森市町一三五番地 青森市町一三五番地	遺体有 無
満洲軍力五八九部隊					

確認資料参考

一列 二十一年一月十日満洲ヨリ遼東島へ転進パンダシナ附近ノ戦中二十一年三月
二十五日午前上時三十分 敵艦爆ニ依リ戦死ス（或ハ呂宋島附近ノ戦中
拘部貫通銃創ヲ受テ呂宋島野戦病院ニ収容セルモ二十一年三月三日
午前上時三十分死亡ス 合葬ニシテ埋葬スリ 或ハ目認ス）
二十一年八月三日武蔵解除後ヨリ捕虜トナリテ戦死トシテ行軍致シ
署ナリ為メエ川ノ水ヲ吸ミ行軍シテイルノ一萬ノ戦死ヲ出シテ
行軍出テ不遂ニシテヤノ軍醫診断ノ結果腸チフス
ト決定永野陸軍病院ニ入院致シ二十一年十月一日午前十二時ニ
死亡同病院トシテ埋葬セリ

現認者 所属部隊満洲軍力五八九部隊本部官等級氏名
同 現住所 陸軍任長

備考 一、印欄ニ記載シテ下ナク尚確証資料ヲ捕ハズルハ詳細ニ願ヒ致ス

15-12

邦・海・陸

爲

資 料 提 供 者		者		亡		死			
法方たつ知を亡死		理遺留品の処		諸死亡場所		死死亡区分			
死亡後埋葬に立合った		骸骨及び遺物の処理		死亡日時		発病場所			
係関のと者亡死		肺結核		昭和20年10月15日		昭和20年初頭			
荊州時代		湖北省漢口市旧日本租界居留民墓地埋葬		※甲		※甲			
所 属 所 属 所 属		※甲		※甲		※甲			
中ノ軍司令部		※甲		※甲		※甲			
職 務 名		※甲		※甲		※甲			
死 亡 当 時 の 状 況 及 び 参 考 資 料		本へ知り合つてから度々交際をついていたが、昭和20年初頭より病状のあることをうたえていた。昭和20年5月頃より倒れ病床にあつたが、日増しに衰弱し野戦病院の医師の治療をうけていたが快復の見込みがなく終戦後荊州から漢口へ引揚げるに軍用のトラックで沙路を歩行中、衰弱したため、ジャンクで漢口を渡り漢口旧日本租界居留民墓地へ収容された。直ちに収容院へ収容されたが、まもなく死した。死について居留民団関係者から報告を受けて死体を引取って埋葬した。		4319		原本は果へ返送		死 亡 当 時 の 状 況 及 び 参 考 資 料	
続柄(実母)		続柄(実母)		続柄(実母)		続柄(実母)			
名 氏		名 氏		名 氏		名 氏			
年 月 日 生		年 月 日 生		年 月 日 生		年 月 日 生			
女 男		女 男		女 男		女 男			

氏		姓		名		別	
						第9野戦病院	
身 分				死 因			
区 分	軍 人	軍 官	職 務	区 分	戰 死	戰 傷 死	他 死
分	戰國要請 旧特選見込		陸○美 と判た とみなす 不確実 不明	死 亡 場 所 事 由	自決	在郷死	他死
					陽	20・10・31	
					中華民國黑河省愛輝縣 嘉河		
					栄養失調症兼肺炎等		
軍人	死前死後	有給無給	高等文官 判任文官 系属員 他省	受傷り死	陽		
軍人	死前死後	有給無給	中等文官 判任文官 系属員 他省	戦地倒斃	陽		
復員	陽			処遇	補隊	残骸	木
根拠	留名死連通情	留守宅証書	根拠	留名死連入名	思慮	部隊資料	
兵籍	在名額		根拠	留守宅申告			

冊 37 · 3 · 2!

● 援護法請求進達の際は必ず本符箋を死没者調査票裏面に貼付せられたい

48-14

张都 引除		担任	地区	区分
----------	--	----	----	----

部所出調查

索部 引隊	担任	地区	区分
----------	----	----	----

末世呼出胡查

有	無	濟	逆	中	收	忠	派	番
---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

※(脚製官署)

2145

15

[illegible]

寫

いつく 回答

昭和二十年十月十七日夜 君と私は天津迄逃れる相談が出来た。夜中に乘いて部隊と離れた。明けく十八日夜(場所不明)中共軍にあやまられて終戦された。私達は中共軍に応戦しながら逃れ様としまふが道路不案内の爲に敵兵は多くて私達は危ういところ政府軍に助られて、其の儘政府軍下の捕虜となり其の部隊も行動と共に敵にまゐるが其の間幾回の政府軍からも脱出を決定し仕様と思ひましたが如何はせん監視が厳しくて逃れる事も出来ず、何日か経過してしまふた。其の間別談変わった事もなかつたが昭和二十年十一月五日場所「山東省」三岔站と云う所で中共軍の大部隊に政府軍との部隊が相遇して戦争となりた。私達も捕虜の身で武器はありましたが政府軍の武器を借りて一緒に応戦致した。其の時戦つて私は足に負傷を致した。だが実は其の戦つとさくさく私と私はよきをみて脱出を計画して居りました。すかばからすも足に負傷致した。逃れる事も出来ず。君も一人で脱出も出来ずにおりました。夜に入つてから政府軍は中共軍に散々にやられてしまひました。中共軍は侵入して来ました。其の際 君は貫通銃創を受けました。かほもかく戦死してしまひました。

其の際 [redacted] 君から私に遺品として短刀を頂戴した。其の際引揚の時、支那軍の検査の際に没収されてしまった。

引揚後早速 [redacted] 君の親えに申報知した。はなはだたつすが、檀々と私達の事情もあり、何にや彼やと取り紛れて、遂々延びて、まい再三、再四の親え様の申合せで通知致した様を訊ひ、右以上様を訊ひ、申承知下さる。

尚 [redacted] 君も申家族の諸々様も現情の儘では誠に可愛想な事と推察致し、何分共、良き申処置を申取り下さる様矢れ、お願ひ致し。以上

四月二十三日

社会部世話課 申中

北江雜記

部

陸

期

於

此

王

一

以

為

功

義

之

大

義

也

元

清

景

隆

長

也

方

在

江

南

之

北

江

南

之

北

江

死亡現認確認證明書

茶(調製月日)	昭和31年4月18日
茶(調製官署)	民生部世話課

[illegible]

3-21

2/50

姓名	籍貫	職業	現住	電話	備考
田中 健一	東京府 市川市	無職	市川市 田中町	市川市 田中町	
山田 隆夫	大阪府 大阪市	無職	大阪市 山田町	大阪市 山田町	
佐藤 一郎	東京都 中央区	無職	中央区 佐藤町	中央区 佐藤町	
鈴木 健二	東京都 品川区	無職	品川区 鈴木町	品川区 鈴木町	
高橋 三郎	東京都 目黒区	無職	目黒区 高橋町	目黒区 高橋町	
渡辺 四郎	東京都 文京区	無職	文京区 渡辺町	文京区 渡辺町	
松本 五郎	東京都 豊島区	無職	豊島区 松本町	豊島区 松本町	
山崎 六郎	東京都 目黒区	無職	目黒区 山崎町	目黒区 山崎町	

3-12

備考

新國公使

氏

名

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

日新

[illegible]

錦州收書所為一不刊之寶

卷之九 雜錄 南齊書 卷之九 雜錄

張

猪

237

陈

陈

陈

陈

20.11.25
02.30

陈

陈

陈

陈

陈

陈

陈

陈

官

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

氏

[Redacted]

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化

化



2-12

62

12

11

（姓名） （職名） （住所） （年齢） （性別） （婚姻） （教育） （職業） （収入） （その他）									
氏名	姓	名	姓	名	姓	名	姓	名	姓
職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名	職名
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢	年齢
性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別	性別
婚姻	婚姻	婚姻	婚姻	婚姻	婚姻	婚姻	婚姻	婚姻	婚姻
教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育	教育
職業	職業	職業	職業	職業	職業	職業	職業	職業	職業
収入	収入	収入	収入	収入	収入	収入	収入	収入	収入
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

辛 卯 年 閏 五 月 廿 二 日 申 時 辰 庚 子 時 辰 庚 子 時 辰 庚 子 時 辰

姓名	性別	年齡	籍貫	職業	婚姻	教育	宗教	黨派	其他
張 某	男	35	廣東 廣州	工程師	已婚	大學	無	無	無
李 某	女	32	廣東 廣州	工程師	已婚	大學	無	無	無
王 某	男	30	廣東 廣州	工程師	已婚	大學	無	無	無
趙 某	女	28	廣東 廣州	工程師	已婚	大學	無	無	無
陳 某	男	25	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
周 某	女	23	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
吳 某	男	20	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
孫 某	女	18	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
鄭 某	男	15	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
馬 某	女	12	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
朱 某	男	10	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
林 某	女	8	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
黃 某	男	5	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
劉 某	女	3	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無
張 某	男	1	廣東 廣州	工程師	未婚	大學	無	無	無

現認證明書

満島

米遣 第一大隊 隊

陸軍 軍医

右者昭和三年十一月四日満島強襲ニ於テ

角部重傷被シ衣リ戦死（戦病死）コレトテ現認ス

昭和三年十一月四日

現認者元 第

部隊

隊陸軍

階級

氏 現住所

名

10-12

1. 居力つ

死亡鑑定と心得

所 属

野航補廠

細部所屬
(行動部)

黒河省

軍属

神武屯付近

一、生死不明となつた者

人 本名の所屬していたヤナ一野戦航空補給廠は、終戦ともない四年において、武装解除をうけ、同地編成、作業大隊に編入せられ、黒河至由入した。

乙 本名は主力とともに入、途中昭和二十年十二月十日午前三時半頃、黒河南崗収容所より戦友三名と脱走し、南下行動をとったが、同日午前十時頃、神武屯において、ソ連兵と発見され、射撃をうけたため、別れ別れとなり、尔後まったく消息を絶つにいった。同時に逃亡者

以下二名の証言

丙 当時黒河―北安付近はソ連部隊の嚴重な警戒下にあつて、脱走兵等を発見すると、直ちに急射撃をおびせられたばかりでなく、住民の対目惑

関係要図

二判 決

情もすこぶる悪く、單獨者少數行動者等には、手摺なく殺害を加える、極めて危険な状態であつた。

以上のとおりであるので、本名は昭和二十年十二月十日、中華民国黒河省、^{ハルビン}環環、果神武地付近において、ソ軍の不法射撃をうけて受傷し、戦病^{せんびょう}したものと推定する。

原 告 黒河省 環 環 果 神 武 地 長

83-13

事實(現認)證明書

所屬部隊

固有部隊名

遺體 姓名

満洲軍第八五五部隊

官等級氏名(死亡前)

軍医長

本籍地

現住所

満洲国新京市北順天街東水地

右ノ者昭和二十一年十一月十五日 午後七時 〇分

死因

ニ於テ 病死シタルコトヲ證明ス

昭和二十一年十一月十五日

固有部隊名

通稱 號名

本籍地

職官等級氏名印

[Redacted signature area]

16-14

籍

主

所在地

死亡者

死亡場所

右死亡致候三待臣師死之診斷書相添此殺御西候也

昭和二十年十二月二十五日

本籍所在地

右届出

瀧陽市飲西區星街四段

前文略

昭和二十年十月三十日 敦化(吉林省)の陸軍病院(隊号不詳)

退院したる彼と外五名と引率奉天向出發せり、この途次

軍曹は発熱あり、十一月十三日 奉天到着 診断の結果

発疹チフスの疑にて 加茂病院に入院せり

該病院にて加療中、急性肺炎併發死となり 同行の

と之れが火葬と計りたるも、當時奉天もソ連軍

に領下あり、火葬不能に付き 居留民會に埋葬と

依頼し埋葬となす 遺骨は無きも遺髪、爪、遺留品

若干は汲み後 遺家族にお届け致した 尚同病院

より死亡診断書一通も届け置きた

後文略

現認証明書

大籍地
現住所
所屬部隊

滿洲軍大本部
官等氏名 福室 死後
死後

役種 兵種 年次

現役

死後

一死亡年月日時

昭和五年十月十日 昭和五年十月十日 徵集

一死亡場所

奉天市 病院

一死亡原因

疾病死

死後事項 現認事

急性肺炎

遺族の有無

遺族現住所 氏名

本籍 二月 父

右相違無きことを証明する

昭和 年 月 日

現住所

所屬部隊

現認者 官等氏名

滿洲軍大本部
陸軍省 陸軍省長

12-13

[illegible]

現認證明書

本籍地

現住所 本籍地ニ合ジ

所属部隊 滿洲第五二四部隊 風雲隊

軍 屬

一 死亡年月日 昭和二十年一月十日

一 死亡場所 滿洲吉林省高華女學校集團疎開者收容所

一 病 名 發疹チフス

一 病死状況

右現認ス

昭和二十一年十一月三日

(元) 吉林集團疎開者收容所長

現認者

◎ 裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

死亡現認(確認)証明書

※ (開報日) 昭和 26 年 9 月 26 日
 ※ (開報官署) 留守業務部

資 料 提 供 者		死 亡 者 の 資 料										
法方たつ知と亡死		遺 留 品	及 遺 骸 の 處 理	死 亡 諸 元					現 留 守 住 擔 當 所 者	本 籍 地	無 右 の 因	
本人と埋葬				死亡區分	發 病 時	傷 病 名	死 亡 場 所	死 亡 日 時			隊 部 屬 所	稱 通 有 固
係 關 の と 人 本		い な し	埋 葬	死亡區分		肺 浸 潤	奉 天 陸 病 五 重 背 分 院	昭 和 二 十 一 年 一 月 十 五 日	縣 府 道 都	[Redacted]	12A	北 方 三 八 大 隊
同病院患者				※	※	※	※	※			屬 所 部 細	
隊部屬所	所住現			※	※	※	※	※			(召應地現) 征 役	現
				甲	甲	甲	甲	甲			兵	歩
(死 亡 時 刻 の 状 況)		奉天より終戦直前(往)され 非常な衰弱とて亡くなったが、意外 元氣で歩行して居たが、正月頃 より倒れ中共軍に遭撃の騒動 の時死とし埋葬し、償い中 上等兵と二人で簡葬に済ました							肥 田 名氏者當機守衛		名 氏	
級 等 官 兵									遺 体 ()		年 月 日 生	

北京：北京出版社，1982。

變史官陳出 (敬微集) 諸國圖式跋

又增一萬八千

[illegible]

戦歿者確認(證明)書

- 一、死歿者所屬部隊名(通稱) **満洲第八軍部隊** (関東軍司令部)
- 一、徴集年 **昭和一〇** 役種 **予** 兵種 **主計**
- 一、官 等 (死歿前) **主計中尉** (死歿後)
- 一、氏 名 **[REDACTED]** 日生 **[REDACTED]**
- 一、死歿場所 **満洲延吉陸軍病院**
- 一、死亡区分並ニ事由 **戦病死** (胸部疾患 肺膿瘍)
- 一、死歿年月日時間 **昭和二十一年一月十九日**
- 一、死歿者本籍地留守擔當者 **[REDACTED]**

右確認(證明)ス

昭和二十二年三月十六日

元所屬部隊 **第七十八陸軍司令部**

現住所 **[REDACTED]**

元官等級 **[REDACTED]**

氏名印 **[REDACTED]**

(註) 死亡事由、場所ハナルベクワシク特ニ終戦後ノ死亡ハ明細ニ、生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲクワシクオ知ラセ下サイ。

宛先 **[REDACTED]**

地方世話部認定係

(捺印)

12-11

邦·海·陸

[illegible]

異面記載上の注意を以て下さい。(2)及異面の各標は記載に及びません

社報原稿用紙

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在



昭和二十一年三月三十一日現在

昭和

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在

昭和二十一年三月三十一日現在



昭和

死亡証明書

死亡氏名

死亡病名

死亡年月日

死亡場所

賜紙貼

(享年三十歳)

昭和二十一年二月六日

滿洲安東市日本赤十字病院内

右記ノ通り相違ナシトシテ証明ス

59-15

昭和十四年四月二十五日

57-16

死亡者(生死不明者)ニ関スル證明書

區 分

確 度

本籍地

所屬部隊

官等級

氏 名

死亡年月日

死亡場所

死亡區分

死 亡 狀 況

軍属

滿洲軍第八師隊

昭和二十一年二月六日

滿洲省扶餘縣扶餘街

戦死

遺体は発見されず、生死不明と推定される。昭和二十一年三月三日、扶餘縣扶餘街に所在不明の遺体が発見された。この遺体は、戦死したと推定される。昭和二十一年三月三日、扶餘縣扶餘街に所在不明の遺体が発見された。この遺体は、戦死したと推定される。

族氏名

死亡（生死不明）
當時，部隊，
狀況

遺骨遺留品
狀況

本人ノ關係

右之通相違無之候也

昭和二十一年十二月十四日

寒 寒

所屬部隊

官氏名

村之數雖甚多而所部隊之進退亦無定例
係屬新編師小部隊之進退亦無定例
行新干上之部隊不明也

我々地味、餅を鯉火に作りたるは路軍一好意なきり火の少く備へ
席は隙特席よりふんた一也

无同舍社勤耕之朋友也

現認證明書

不備

[Redacted]

現

本籍と同じ

死亡時の状況

周軍航

死

身分

父

昭和七年二月
先父被大
病入院後
今日死に
至有

氏名

[Redacted]

死

年月日時

昭和七年三月八日

死

場所

南河内市
西區貴和街三丁目

死

原因

病死

故

渡前以来病死迄の

戦友

死

事由

慶千人入

遺

留

遺髪自尾に垂有

入

南河内市南河内第三部隊に
在りて重労働工員勤務

石之香路和二十一年二月九日午一時

元亡聖賢遺明書

不特地不明

以九龍湯耕元元氣所陽大像

(國有也)

依集年臨初十七年

軍事後五年兵
代在

石之香路和二十一年二月九日午一時

分香杯一於千人於張子義湯

元元シタルトテ證明人

南有國地

昭和二十一年九月十日

大元元元大

職安長代在

註記

一死之地也 遺囑部班 遺囑部班 遺囑部班

詳記

一死之地也 遺囑部班 遺囑部班 遺囑部班

4-11

◎ 裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

死亡現認(確認)證明書

※ (調製月日) 昭和 年 月 日
 ※ (調製官署)

遺料提供者		死者の資料									
遺族の方と死亡の状況	遺品	及遺族の遺骨処理	死亡の諸元					現留守住持者	本籍地	無何の屋敷	
			死亡区分	死亡時刻	傷病名	死亡場所	死亡日時			戸籍部	所属部
宮の原在郷人に依り収容され、患者許に見舞に行き、聞知す。					肺結核?	宮の原製鉄病院	昭和二十一年二月十二日	内	都道府県	134	歩一連
係關のとな										場所部制	
										(召應地現)種役	
隊部場所	所住現									種	兵
百十五番屋										歩	
野戦病院										(後)級等官(前)	
級等官氏	陸工伍									名	氏
										年	月
										日生	
(死時状況の記) 宮の原着后大過なく過せると思はる、冬期間の寒さに病勢進行死亡せるものと思はる、細部不明小生、当竹本溪湖製鉄所炭山に在り死亡當時、状況説明せず											

死亡證明書

不籍地

前居部隊 元四二部隊 階級 (死亡前) 陸軍雇員氏名

(一) 死亡年月日 昭和二十一年二月二十五日頃 時

(二) 死亡場所 ハルビン市道外 墓地不明 製パン工場二階

(三) 死亡原因 死亡の傷病名及び死亡前日ハ状況

本人ハ重傷氣管関係に達していたため二十一年一月頃天満難民收容所より前記病人ハ氏と相対シ同氏主官の製パン工場二階に借受ケテ修理を業として生活していたが某日失調シ上江ノ気と病入リテハ死シ完全には修理であつたため階下で使用したハルビン(製パン南井)の製醃瓦斯に依リテ窒息死

死亡を認める理由

本會自身同一部隊で而も備付ハルビン天満難民收容所ハ格別後(多身八月多色)同部隊遺棄後約二ヶ月十名と其に収容され獨身なるを以テ全同族を推シテ前記の月ハ氏ハ元に行つた而シテ二月下旬頃難民收容所ハ氏より年々の修繕を多シク行ハレタリ知れたが當時男力持加多相交リテ行ハレタリ居たため難民收容所に依頼シテ自分達に立会に行ハレタリたがハの直接の通知に同達は無知と信ス

遺留品の状況

遺留品ハ氏ハ生前ハハルビン天満難民收容所ハ格別後(多身八月多色)同部隊遺棄後約二ヶ月十名と其に収容され獨身なるを以テ全同族を推シテ前記の月ハ氏ハ元に行つた而シテ二月下旬頃難民收容所ハ氏より年々の修繕を多シク行ハレタリ知れたが當時男力持加多相交リテ行ハレタリ居たため難民收容所に依頼シテ自分達に立会に行ハレタリたがハの直接の通知に同達は無知と信ス

74-18

京都府

2185

事實證明書

本籍地

現住所 本籍地ニ同じ

所屬部隊 師第三〇七部隊

欠付

徵集年 昭和貳年

役種 補

兵種 歩兵

官等級 一等兵 (應召當時其後不明)

氏名

生年月日

年 月 日生

留學期間

住所氏名

父

一、證明書ハ別紙本人ノ印刷物ヲ寫シ
ルモノヲ添付ス

(本書ハ遺族父[redacted]保存ス)

昭和17年11月5日 大要[redacted] 獨立神上[redacted]

昭和16年 宇部[redacted] 宇部山上陸 昭和23年 海軍省 昭和19年12月2日 海軍省

昭和19年12月 佳木新吾

昭和19年12月 北支隊遺甲一見一見 [redacted] 部隊 高小章

昭和19年12月 紅野平塚陸軍航空廠 [redacted] 部隊

昭和19年12月 紅野平塚師三見二〇七 [redacted] 部隊

眞

謹啓

時下残暑の候御尊皇在位に於かせられては御壯健にて御暮し事存
じまふ。突然此の様な手紙を差上げて失禮申上りの次第ですが何卒
聴下さい

貴皇

若は昭和二年三月二日八時細菌性赤痢の爲元滿洲

國間島省延吉市陸軍病院に於て遂に死去致しし事を御存せ

當時現地は嚴寒三十度前後にて思ふ様に採暖用の燃料も無く又被

服は夏物を二三枚余分に着たる程度にして又米物も少なく食事は米

麥は少なく主に豆・高梁・おとし・工業用のコーンミール等にして

其の量も少なく野菜物は一物もなかりてほとんど栄養失調

症となりし頃當地の水は細菌多数を含まれて居り其れ等の生

水飲用等に依り罹病せるものと想像致し

當時小生は軍よりの要請等により或特別の責任を持たされ

て忠孝の世話を致して居り遂に私の努力の足りなさを為死なせし事を重々御訃申上げる共に九死に一生を得て先日復員致し取急ぎ御報知申上げる次第で御座ります此の様な手紙を見て御歎の事と思ひますかお落す事なく次の道に邁進下さい此れは唯私個人として御知せ申上げる次第です先ずは此れにて

殿

現認證明書

本籍地

現住所 右全

所屬部隊

官兵名 陸軍 班 技三兵 (死三別)

死亡場所 奉天陸軍病院

死時 昭和十五年三月五日 十三時

傷處名 死傷 欠ス 戦中榮格失調

留年相違者住所

續柄姓名

右證明書

昭和十五年三月五日

陸軍省

第...部隊(陸軍省)

死亡現認(確認)証明書

※(調製)昭和28年 月 10 日
 ※(調製)民生局世話部

死者の資料		現住住所		本籍地		無有の届	
死亡日時	死亡場所	死亡日時	死亡場所	死亡日時	死亡場所	死亡日時	死亡場所
昭和二十一年三月十三日	中華人民共和国江蘇省南京市	昭和二十一年三月十三日	中華人民共和国江蘇省南京市	昭和二十一年三月十三日	中華人民共和国江蘇省南京市	昭和二十一年三月十三日	中華人民共和国江蘇省南京市
死亡区	死亡区	死亡区	死亡区	死亡区	死亡区	死亡区	死亡区
甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲	甲
(死時状況)							
戦病死 戦時中、南京に在りて、戦病に罹り、死亡。							

資料提供者		関係人		所住現	
姓名	住所	姓名	住所	姓名	住所
鈴木 太郎	東京都千代田区	鈴木 太郎	東京都千代田区	鈴木 太郎	東京都千代田区
昭和二十一年三月十三日 鈴木 太郎					

姓名	本籍地	留守担當者	死亡状況	遺留品
氏名				
年月日				
現任所				
年月日				
場所				
事由				
遺留品				

昭和二年
右
確認
五月五日

旧所属部 满洲陸軍航空支隊 满洲航空隊
旧官等 大尉
旧番号 第四〇九
旧姓名 大脇 大助
旧生年 昭和二年
旧生月 五月
旧生日 五日
旧住所 大脇 大助
旧職業 大尉
旧階級 大尉
旧部 大脇 大助
旧部隊 大脇 大助

218

現 認 證

所屬固有名稱	191 獨 隊	中隊	徵集役官
部隊通稱號	第一九〇七六	階級	兵
本籍地	[Redacted]		
留守現住所	本籍地 [Redacted]		
担当者	氏名	父	[Redacted]
死	入營應召年月日	階級進級年月日	[Redacted]
後	內地港灣年月日	文應召年月日	[Redacted]
者	外地港灣年月日	文應召年月日	[Redacted]
略	主要作戰名及時期	其他	[Redacted]
歷	職務		[Redacted]

死 亡 認 定

死亡理由
傷病名

功績含其要

死亡前後、状況(本人迄ニ所属部隊)

終戦前、入院シタリ、終戦後、平壤病院ニ移転シ、極度ノ疲労、營養不足ノ不可、及藥物不足、爲死亡セルモノナリ、所属部隊終戦直ニ送ラレ、爲入院中ナリ、本
死亡理由

目認

右之通り認定ス

②死体埋葬

昭和三十二年十一月二十三日
其他

所属部隊 平壤第一陸軍病院 通譯
現住所
官等氏名印

備考

判明セル所成ルバ、詳シク記載セラレ度ク、
死亡認定ノ理由ニハ、其ノ確度(例ハ昭和三十九年十月二日甲)ヲ示サレ度ク、
早確定ナルモノ、
乙 記憶ウズキモノ、
丙 他人ヨリ干ノモノ、

現 証 明 書

死亡者遺族に就いて

所屬部隊名	通稱	本籍地	遺族の住所	種 役	年 令	死亡年月日時	死亡場所
第〇〇〇部隊	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	兵	〇〇	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇〇
固有姓名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名	姓 名
〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

死亡区分	戦死	死亡の原因
下記の處	戦傷死	又は病名
であつた	戦病死	被病年月日
ざる箇所	死体の處置	及現認事由
に〇印を	其の他	参考事項
附すること	其の他	

終戦以來、ソ連軍に連行後、栄養不良、
発疹、等々、又、復元ルモ、栄養不良、及

死亡者と現役兵及軍人、戦死者との関係、
右現認證明致し、

昭和〇〇年〇月〇日	現 証 明 書	所屬部隊	官職氏名
		〇〇〇	〇〇〇

20-15

死亡確認證明書

陸軍第九八八部隊
陸軍少曹

年 月 日 生

右之者昭和五年三月五日午前二時滿洲奉天
市青葉町一番地ニ於テ病死セシ事ヲ
確認致候間證明候也

昭和五年十月十日

地方世話部

法中

6-13

55-11

前略 誠に思ひ縮て下不 殿に對し
 左記事項御教示迄送賜し度し 假し下す
 昭和 年 月 日

[Redacted]

航空郵便局局長

宛先		航空郵便局局長	
住所		[Redacted]	
氏名		[Redacted]	
年齢		[Redacted]	
性別		[Redacted]	
職業		[Redacted]	
学歴		[Redacted]	
婚姻		[Redacted]	
家族		[Redacted]	
備考		[Redacted]	

184

2-2

現 認 證 明 書

本 籍 地

所 屬 部 隊

氏 名

姓 名

又 名

傷 病 名

死 亡 所

死 亡 時 分

死 亡 日

死 亡 時 刻

留 難 公 第 一 年

身 體 一 切 良 好

55-12

⑦ 直に地球上の陸地を見て描いて下さい。

昭和20年9月2日

※(調製官製) 留字業勢部

2200

[illegible]

6-12

[illegible]

氏名

帶通長班長

昭和年月日
名簿用合濟

地方世話部死亡者認定票

百九十一獨立整備隊 通稱番号 九一七六

本籍地

死亡年月日

死亡区

死亡原因

死亡場所

死亡時間

死亡診断書

死亡届出

死亡届受理

死亡届提出

死亡届受理

死亡届提出

死亡届受理

昭和年月日
不明

姓簿照合済

責任者印

昭和年月日 昭二〇一〇

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

調製官氏名

死亡現認證明書

朝鮮軍一九〇七六部隊

陸軍兵長

第 [redacted] 日生

一 部隊名
一 官等氏名

戰病死

一 死亡場所

滿洲國開島省延吉市開島第一病院

一 死亡月日

昭和三年四月十三日十二時

一 病名

回歸熱兼肺炎

右現認人

昭和三年四月十三日

達第 [redacted] 二二三部隊

現認者

陸軍中尉

自三四五...行場大...

現認證明書

本籍地

所屬部隊 朝鮮海軍第三師團

官氏名

陸軍 陸軍 陸軍

上等兵

月 日生

役種 兵種 年次

死亡年月日時

昭和三十一年四月十三日

同場前

舊滿洲國間島省延吉縣

延吉第一俘虜收容所内

同区分

死亡事由

又八病名 腹膜炎 並一種腸滿、症狀

及現認事由

昭和三十一年五月五日延吉第一俘虜收容所内

遺族現住所

續柄氏名

妻

右相違無キコトヲ證明ス

昭和三十一年一月十四日

現認者

本籍

延吉第一俘虜收容所

陸軍 延吉第一俘虜收容所

9-12

下書重有詳見休更

別以一通以同封中上是是也

抄房了陳名明峰在子也一馬以文一

編

一我元日休明峰在子也 時間廿一寸解

水水、秋修にありき

三我之地所 是吉力 厚廣收客所内之也

詳伯仕 是吉力 厚廣收客所内

才四降年 病院 (假稱) 内

弟六病棟 才十号室

河内内地運運・降 吾種害類は場行出策なり

規則ありて高き考考事類は左中境部入事場なり

是より不足考考なり 一記入事場なり

是より不足考考なり 一記入事場なり

計七也

潘陽市

鐵石已

趙望新

收牙

校度計

職業雜誌商

計

紀七者

生年月日

計

計

計

計

計

一紀七年

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

一紀七

計

計

計

計

計

計

計

計

故



昭和十年十二月十日滿洲第六六二部隊軍屬傭人

トシテ採用サレ日給壹圓七拾錢

昭和十年八月大連避難シ同年九月大連市立病院ニ

入院ス

昭和十年四月十日同院ニ死ス

9-13

給典金未支給

本給

昭和三年八月ヨリ
昭和三年四月迄

戦地増俸

昭和三年八月ヨリ
昭和三年十月迄

加算給 十一割

昭和三年四月

陸軍扶子

95/4

2209

死亡状況調書

民生部世話課

(一)

死 亡 者 亡 死

所屬部隊	本籍地	死亡年月日	死亡事由(病名)	死亡前後の状況(成るべく詳細に記入下さい)	遺骨の有無	死亡者特記事項(他について)
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	昭和〇〇年〇月〇日	〇〇〇	終戦後中国軍特務工作隊に参加し昭和二十一年四月十八日頃滿洲新京特別市において中国軍と中隊軍の内乱衝突に参り軍し同年四月二十一日夜より中国軍退却を開始す其の時中隊軍の流弾に被り死せしむ	不明	三〇歳(体格)
〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	昭和二十一年〇月〇日	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(宗族の方覺き然に報告するに面し死せしと承知す)

四大陸前線
〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇

166-13

死亡者現認證明書

所屬部隊名

朝鮮平壤府第一八四部隊

官等階級名

陸軍上等兵

本籍地

死亡年月日

昭和二十一年四月三十日午前五時

死亡原因

戰病死

傷病名

滿洲國醫官處延吉平壤病院第一病棟第二班五分隊

遺體遺物等状況

遺棄養失調

現認事由

遺棄養失調病院引揚際、還送之旨、(病院側回答)

證明年月日

入隊時、同部ヲ知り合フ。退院後見舞、際、病院側ニリ

所屬部隊名

朝鮮咸鏡南道興南警察署

証人署名氏名

朝鮮咸鏡南道興南警察署

巡査

聯實部同

昭和二十一年九月

本籍地

現住所

同上

所屬部隊

第三十九飛行大隊

勤務地

本籍滿洲（公三部隊）

徵集年

昭和十七年

現

兵務部行署 官給級死團兵長

死後

氏名

[Redacted]

留守檢査者氏

[Redacted]

遺骸父

生年月日

[Redacted]

住所

[Redacted]

勤務地

不詳

病部

胸部

昭和二十一年

吉林省

振

行軍途中 歩兵軍少隊長

傷位

胸部

昭和二十一年

大石

状況

行軍途中

死亡

即死

昭和二十一年

左

死亡時

即死

分

即死

昭和二十一年

左

死亡時

即死

右

本籍地

滿洲

官給級氏名

陸軍一等兵

[Redacted]

裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

※(調製月日) 昭和 28 年 / 月 20 日
※(調製官署)  世清

2214

事實證明書

本籍地
居住所

月部區名

(固有姓名) 滿洲第九一六部隊 隊 運送歸(滿洲第四軍司令部) 交付

昭和拾八年八月二十三日 昭和二十二年九月一日

官給證 死亡證 上軍兵 死亡後

氏名

生年月日

住
所

姓

氏名

内地陸海軍年月日
戰地到着年月日

昭和拾八年八月二十三日

証書
編號

疾病(受傷)年月日	疾病(受傷)場所	病名(受傷)部位	疾病(受傷)時ノ状況	死亡年月日	死亡場所	死亡區分	死亡時ノ状況
昭和二十一年四月五日入院	以前ヨリ輕度ノ肋骨カリエスナリシモ北寧ニ於テ入院	肋骨カリエス	昭和二十一年四月五日黑河ヨリ北寧へ行軍中ヨリ病情進行シ北寧到着後直ニ入院	昭和二十一年五月十五日	滿洲國北安陸軍病院	戦病死	入院後病情トミニ悪化ス加ニ熱發シ為全病解發シテ死セス

右證明ス

昭和二十一年 月 日

本籍地

所屬部隊 滿洲國憲兵第三五七六部隊(獨立混成第三旅團第八大隊)

官階 陸軍少尉氏名

◎註一 部隊名ハ實有者、通稱共ニ記入ノコト

ニ推定及他ヨリノ應屬スル事項ハ其ノ旨明記スルコト

一八八〇年三月 四七

14-13

地方世話

[illegible]

右現認證明致します

昭和二十一年四月十日

現 親	
本 籍	現 住 所
所屬部隊	
官銜氏名	

死亡事實證明書

本籍地
現住所
所屬部隊
靖中一八四七部隊

徵集年昭七
官等級
陸軍中將
氏名

昭和三年五月五日
三時三分(時刻不明)
於肺病
炎に依り

現認
昭和二十一年五月五日

備考
本人死亡前口述
病状ありし
事ありし
詳記す

現認證

所屬固有名	部隊通稱號	階級氏名	役種兵種	年	月	日
山崎大隊	洲一六五三	中隊	徵集征官	無	無	無
本籍地	留守現住所	相當者續柄氏名	死	者	給	歴
本籍地	本籍地	入選應召年月日	内地港灣	外地港灣	主要作戦名及	時期並三其ハ
			年月日	年月日		時、職務
			階級進級	年	月	日
			入選應召	モ、ヲ	記ス	其、他

死亡認定

死

死亡理由

死亡理由

功績等其要

15-12

死上前后、状況(本人迄ニ所属部隊)

死亡認定理由

(自認)

(死体埋葬)

他、他

右之通り認定ス

所属部隊 現住所 官等氏名印

備考

判明セル所成ルベク詳シク記載セラレ度ク

死亡認定ノ理由ニ其ノ確度(例ハ昭和十九年十月ニ甲一ヲ示サレ度ク
早、確定ナルモノ、乙、記憶ウスモノ、丙、他人ヨリキクモノ

事 実 証 明 書

一、本 籍 地
一、所 属 氏 名

関東軍輸送飛行隊

一、身 分

軍属（雇員本俸月額六拾貳円）

年 月 日 生

一、死 亡 年 月 日

昭和二十一年五月三十日

一、死 亡 場 所

旧満洲国間島省延吉

一、傷 病 名

銃殺（頭部貫通銃創）

一、死 亡 区 分

戦傷死

一、事 由

本名は昭和二十年八月九日日ソ開戦に際し旧
[redacted] 写真処作業課より関東軍輸送飛行隊に編入
られ、昭和二十年八月十三日新京出発軍家族（関東軍
司令部及び関東軍輸送飛行隊家族）の北鮮への護送を命
ぜられ、昭和二十年八月十七日北鮮宣川に到着、只
家族の護護に従事し昭和二十年十一月中旬ソ軍の爲

80-15

明（有林）同（部）の同一行動は新泰州平定を要するの
 者（氏名忘却）は山崎和彦を一撃で討つて、新泰州を於
 て制したものである。

本名の所属、氏名、身分、及び死亡の事実は千葉市小
中台町厚生省未帰還調査部第四課航空班保管部関東
輸送飛行隊留守名簿及死亡者速名簿に於て登録されて

昭和二十九年六月十八日

(國家運輸飛行總局) 駐新加坡辦事處

現存

8-16

222

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

66-743

2223

本世 籍地	官主調	料費考
見 死 者 は 死 亡 者 の 死 亡 の 事 実 を 現 認 （確 認） され た こ と に 並 び に 「 死 亡 と 知 つ た 方 法 」 に あ り ま す か ら こ の 點 は 出 来 る 程 度 に 記 述 し て 下 さ い。	死 亡 者 の 死 亡 の 事 実 を 現 認 （確 認） され た こ と に 並 び に 「 死 亡 と 知 つ た 方 法 」 に あ り ま す か ら こ の 點 は 出 来 る 程 度 に 記 述 し て 下 さ い。	死 亡 者 の 死 亡 の 事 実 を 現 認 （確 認） され た こ と に 並 び に 「 死 亡 と 知 つ た 方 法 」 に あ り ま す か ら こ の 點 は 出 来 る 程 度 に 記 述 し て 下 さ い。
名氏職	経手入	

記載上の注意（書き方にわからない點がありましたら遠慮なく調査官に聞いて下さい。）

一、本證明書は、未歸還者の死亡の事実を現認（確認）を行ふ場合の基本となる書類であり、必ずしも正確に書いて下さい。従つて、記憶が不確実なる箇所には「を」をつけてその旨を明かにして下さい。

なお、本證明書が最も大切な點は、「死亡の事実を現認（確認）されたこと」並びに「死亡と知つた方法」にありますからこの點は出来るだけ詳細に記述して下さい。

二、※印をつけてある所は調査官が記入しますから書く必要はありません。

三、死亡を知つた方法の欄には、自ら現認した、死水をとつた、幽霊に立會つた、慰靈祭又は葬儀に立會つた、誰々から聞いた、死亡したことを命令等て見た等死亡事実を知つた方法を具體的に書いて下さい。

四、参考資料欄には次のことを書いて下さい。

イ、貴方の外に本人の死亡事実を知つてゐる人があればその人の氏名、所属部隊、本籍地等。

ロ、死亡者の特徴（容貌、體格、特長、前職等）。

ハ、死亡者が軍属の場合は、その官等俸給（日給）、採用年月日等。

五、調査官の記入事項

イ、資料提供者の記入せる事項又はその記入欄中記入の出来なかつた事項を、調査官が訂正又は補填した場合は「」を附して記入し、資料提供者の記入したものと明瞭にすること。

ロ、調査官は、死亡諸元の各項につき資料提供者に訊しその確度を判定しこれを該當欄に記入すると共に「死亡事実」について総合的に確度を判定し、且つ、調査の際に提供者から受けた印象等から確證確據の憑據として利用するに差支えないか否や等の判決を所見欄に明記すること。なお、資料内容に不十分なる點特に死亡事実に一抔の不安のあるときはこれを確めるための手段等を附記すること。

六、本籍地世話課の欄は、本證明書の取扱要領等所要事項を記入するために利用のこと。

戦時死亡有現認證明書

所屬部隊 通和21.5 通和飛行隊		降簡属所 死		場所 通和飛行隊	
事由 飛行事故		事由 飛行事故		事由 飛行事故	
有通和放 航空隊		有通和放 航空隊		有通和放 航空隊	
上失 任長		上失 任長		上失 任長	
三、日 日生		三、日 日生		三、日 日生	
本 籍		本 籍		本 籍	
留弁担当 現江		留弁担当 現江		留弁担当 現江	

有現認

現住所
所屬部隊

調製上ノ注意

- 一 所属部隊ハ通和同員部隊名ヲ明記シ度ニ記入コト
- 二 死亡原因ハ果得ル限リ詳細ニ事由由、傷病名、上陸地等ヨリ於テ連絡消々名ヤ其他参考資料等併記シ度ニ記入コト
- 三 遺骨ハ遺留品「備ハ」有無「有」有ル場合ハ何則ニアリヤ現地上陸地等ヨリ於テ連絡消々名ヤ併記入コト
- 四 前記ノ各々ニ付テハ

官等徴召名簿
上陸地名
博多

上陸日
三、二、二

申述書

私は昭和十四年四月廿七日渡満し吉林省公主嶺街

と云ふ店舗を持ちまして飲食商を経営致して居りました。町では昭和十五年一月以来世話係の役を務めて居りました。終戦後一ヶ年遁分が窮乏な苦しい目に遭ひました。漸くこの八月下旬引揚げまして前記へ歸り着きました。引揚げの時に満中死にせられた。さんの御遺骨を携へまして御遺族に御渡し致しましたので以下その関係を申述べます。

私がさんといふ兵隊さんを知ったのは昭和二十一年五月

二十一日の事です。何でも八路軍に引き立てられた日本の兵隊さんが大勢来てゐるといふ事で私はその集團してゐる公主嶺神社後へ行つてみると、数日来降り續きの雨の中で食糧は無し宿は無し、何とも申しやうのない日本兵の姿を見受けた次第でした。そこで私は考へました。これ丈、澤山の兵隊さんが敗戦以來郷里との通信も出来ず昨日はソ聯軍の使役今日は八路軍の使役と定め、淋しい思ひで日々荒んで行く事であらう。自分は幸に女の身でまた自分の家にある事だから少しでもお世話もし、話し相手にもなつてあげなければならぬと思ひまして大声で叫びました。この中に、の人は居りませんかと、その声に應じて皆振り向いた中からあちらで一人こちらで一人と、が数名寄つて來ました。その中の一人が、さんで聞けば郷里が須崎だとの事でとて

も懐かしく思ひました。早速「私の家に行きませう」と申しま
した。が「今はあまり大勢です。ので後で行きます」と言はれるので
一先づ私の住所をお教へし、遊びに来るやうにおすゝめて別
れしました。そして翌日の昭和廿一年五月廿二日に私の家を三人連れ
で訪れて下さいました。その夜はじめていつくりと寛がれて、
色々の物語をお伺ひ致しました。その話に依りますと、
さんは回島省延吉にゐる時終戦となり、ソ聯の兵にひかれて
朝鮮に行き、日々使役を務めておりました。がソ聯は本年二月
きりて引揚げ後は八路軍に引渡され、新京までして使役
をしながら来たものでした。そしてその途中で八路軍に捨
てられたものです。その後ソ聯八路軍、中央軍、どちらの軍
か来ても、その命令のままに従はねばなりません。した
その中に、
さんは六月一日に使役の命令を受け、夕方

疲れ果てて歸り、今日は務めかねた。と言はれ、そのまま
寝着きまゐった。段々と熱が高くなるので、翌日すぐ院長を
迎へました。が急性肺炎と診断され、頭へのぼると危険だか
ら、よく冷せと申されまゐりました。異郷にあるものの共通性で
すぐ馴れ合ひ、家族同様にしてゐましたので、病氣になる
と私の娘（**黒田** 當年廿七才）をつききりにして看病させ
ました。が三日目にはもう日本へ歸るなどと謔言ばかり言
ふやうな状態で注射も幾度も致しました。が其のかいも
なく、遂に五日午前三時、息を引き取られまゐって、まことに
残念な事を致しました。死後の状態を見ますと、八路軍
の使役は相當きびしかったと見えて、兩肩にレールの型が
ついてゐると言ふ慘状でした。

時は時所は所です。から氣を揉むばかりであれもこれ

も無い無いづくしでした。が、それでも全部の各隣組
長が参列してくれ、程で、あの場合としては十分盛大な
葬式を出し、無論私は遺族代りとなりまして日本人會
の方へも死に届を出したやうな次第です。

爾来御遺骨は私の家に假安置しまして歸還の日を待
ちながらお祭をし、戦友方もよく拜禮に来ていただきまし
た。昭和廿一年七月廿一日いよいよ待望の歸還の日になりまし
たので、何は持たずともこれだけにとせん御遺骨御
遺骨と申しまして、持物制限の關係もありますので火葬
の灰をほんの少しばかり紙に折り包んだだけですが、死に
診断書と一緒に背負って歸りました。

内地へ着きましたのが八月廿六日博多港、それから須崎へ
着きましたのは八月二十七日午後七時頃でした。此所は私の

歸る[]への途中ですから下車して御家庭へお届けし
ようと探しましたか[]ん宅も郷里を離れて事業をし
て居られた関係で何でも[]辺りと耳に残つて
ゐるのを頼りに歩き廻りましたかどういしても分りませ
ないのでどうく宿につきまして翌廿八日[]役場へ上つた
やうな次第です。

私もこんな事まで手回取らうとも氣が廻りませんし
たから本籍の番地も留守宅の方のお名前も書きとめてら
ませんでしたので[]といふ氏名と[]
生れといふだけを頼りに役場の調査を進めてもらひま
したが大体心當りがあるとの事で[]さんといふ引揚
者を呼んでいたゞきました。先づ助役さん御立會で挨拶
をすませ始終の物語を致しますと終戦迄に便り

を受けてゐた點は一致するから多分さうだらうと
の事なので次に携行の寫眞を出して此の願ひです
と申しますと[]さんは吸ひつけられるやうにして一
見さなりひとく胸にこたへた御様子で涙ながらに「我が
子に間違ひありません」との事でした。愈々血肉を分
けた實のお父さん達がはつきり認めて下さいましたの
で助役さんの介添で御遺骨をお手渡し致しました。お父
さん達の驚き悲しまれる涙は誘はれまじたけれども
私の肩は軽くなつたわけで[]さんの御瞑福を祈り
つつ[]へ歸つた次第でございます。

思へば[]さんは敗戦の犠牲者であつた健康な身体で
幾多の戦場を数へられでもなほ無事で居られた程です
から、若し終戦後の苛酷な使役がなかつたら又使役に出

てもいくらか休養でも出来たのでしたらあんな元氣盛
りに命をおとされるのではなかつただらうにと考へても
く残念なお氣の毒な事でございます。

27-22

30

(五) 莊園 (貴族園)

新時記

[illegible]

三
· 振
源

生精補腎丸

死亡

死亡証書

4. 250

區分

平

學所

年月日時確座

健康扶

國本
守
道德

才不空頭

釋元

爆破

新

216

处理2

卷之六

禮

1000

一、

創刊文、原稿

職官表

附錄一、附錄二

韻吏官補出(戲謔集) 諸葛劉式跋

《中国历史》(2004)

里寧提出建議：

新屬
國有名

[illegible]

微集注包

部
隊
三

上海五洲書局代印

階級氏名

本籍地

留所

當者續兩氏名

死

入世應心一年月日

第十七年三月一日入會

隋
叔
達
叔

後

內地港僑年出月計

卷之四

音

外
地
港
灣
年
至
月
著

新二

略

主要作戰名及

1

歷

時是
月
體
勞

www.elsevier.com

死
亡
詔

死七年月日

壬午

時戲

死場



持業

...the ...

死亡区分

戦死、戦病死、事故死

遺骨遺留

死亡理由

傷、病、名

（以下詳細な理由が記述されている）

品、有無

（以下詳細な品名が記述されている）

死亡前後、状況（本人、近親、所属部隊）

終戦前、所属部隊名、満洲第一、軍事郵便所、六六五四部隊、終戦後、部隊八開散シテ、自衛隊、中隊、兵隊、ユトラハレ、クリー、トナラ、健在

死亡認定、理由、昭和二十六年六月十日甲

目認、死体埋葬、（以下詳細な目撃内容が記述されている）

右之通り認定ス

所屬部隊、満洲第一、軍事郵便所、六六五四部隊、現住、官等氏名、印、陸軍上等兵

備考

判明セル所、成ルベク、詳シク記載セシレ度ク、死亡認定ノ理由ニハ、其ノ確度（例へバ、昭和二十二年甲）ヲ示サレシム、早、確定ナルモノ、乙、記憶ウスモノ、他、ハ、ヨリキモノ

現認証明書

本籍地

所属部隊 満洲第百三軍軍郵便所 氣付

満洲第九九六八三六三部隊

死没當時
官氏名 陸軍兵科見習士官

右ノ者戰病死ノ爲昭和三年六月十二日満洲
國安東省安東市ニ於テ死没シタル事ヲ現
認ス

昭和三年六月十二日

現認者

満洲第百三軍軍郵便所 氣付

死没係御中
[redacted] 地方奇話部

滿洲第九六八三三部隊
見習士官
[redacted]

死亡者覺書

連船先(住所)
氏部名

關部隊
死亡當時
官等級

氏名區分事由場所年月日時臨度

確度決
定理由

(留守)本
住所
氏名者地

遺留

満
一六四
連

尉

戦死

爲路軍
銃殺

救

昭和
21.6.14
1200時

甲

死因
不明

(住所)本
氏名者地

遺留
携行

備考

20-12

死亡證明書

所屬部隊 朝鮮第七四四部隊

官等氏名 陸軍上等兵

右の者昭和二十一年六月十六日四時十分、栄養失調

により、満洲國中東省延吉第八病院にて戦

病死したことを證明する。

昭和二十一年一月十四日

元所屬部隊 扶翼第三七二四部隊

官等氏名 陸軍二等兵

本籍地

現住所 右に同じ

右之通相違無一証明候也

昭和二十一年

31-12

禮度

北支隊遺集 第一六三二部隊

軍茹日

氏名

死亡年月日時
昭和三年六月十八日午前八時十分

死亡場所 中華民國奉天省本溪湖市彩票中

死七區分
戰病死(肺結核)

死亡狀況

六月初め漢族邪しくしき様様にて漢師の診断せしと唐大勅腰の治りし様ありとも現在の病氣は風邪と云ふこと其後十日程経過するも同様の症状にて再診せしめしも前回同様の診断にて養生室中一
六月十五日午後急に病狀悪化し十八日朝死せしむる



本朝成化四年春三月

肺結核の爲に支那に依て連年奉天省本溪湖市宮中街に於て
と云ふ此の地にて下車し路軍の砲臺となり其の害は甚だしく
眞事をもうてした然し外此の許にはあるす天を即人同志故友人
と云ふ病負難養の爲に私定に引取つた決意ありす

臨王下十月十五日



死亡推定とする根拠資料

所 属

一六飛大

機務所補
(行動班)

本部

死亡推定
場所

黒河街
付近

階級
氏名

位

生死不明となつた当時の状況

本人の所属として一六飛行場大隊本部は終戦とともに八浜江省(寧遠)において、武装解除をうけた後、主力は綏化編成の作業大隊に編入され、昭和二十一年二月中旬、黒河至由入りのした。

本人は主力とともに入りの途中、病弱のため、黒河に残留してゐたが、同年六月中旬の黒河事件の際、黒河において、中共軍の攻撃を受け死亡した模様である。(同部隊、同行動者 [redacted] 以下二名の証言)

なお、その後、生存を裏付けるような資料は全く入手してゐない。

3. 昭和三十一年六月中旬の黒河事件に際し、黒河においては、中共軍の

攻島より多数の戦死者および処刑死者を出したが、黒河を脱出したものも、黒河南方地区において、中昔軍の執ような追撃により、各所において、相当数の戦死者を発生している。

二 判 決

以上よりあるが、本名は、昭和二十一年六月二十日、中華民国黒河省愛輝県黒河街付近において、中昔軍の攻島をうけ、戦死したものと推定される。

厚生省引揚援護局米帰還調査部長

226-12

2245



死亡推定とする根拠史料

所 属	一六飛行大	細部所属 (符號群)		死亡推定 場所	黒河街 付近	階級 氏名	上 [Redacted]
-----	-------	---------------	--	------------	-----------	----------	-----------------

一、生死存亡となつた当時の状況

本人の所属していた一六飛行場大隊は終戦とならない、浙江省安慶において、武装解除をうけた後、主力は綏化編成の作業大隊に編入され、黒河經由入所した。

本人は主力として入所の途中昭和二十一年二月病弱のため黒河に残留したが、同年六月中旬黒河事件の際、黒河において、中共軍の攻撃をうけ死した模様である(同部隊、同行勤者 [Redacted] 以下二名の証言)

なお、その後生存を裏付けるような資料は全く入手していない。

昭和二十一年六月中旬の黒河事件に際し、黒河におりては、中共軍の攻襲により多数の戦死者および処刑死者を出したが、黒河を脱出したものも、黒河南方地区におりて、中共軍の執ような追襲をうけ、各所におりて、相当数の戦死者を発生している。

二 判 決

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十一年六月二十日、中華民国黒河省、瑷琿県、黒河街付近におりて、中共軍の攻襲をうけ、戦死したものと推定される。

死亡推定とする根拠資料

所 属	九野航修	細部所属 (行脚群)	死亡推定 所 属	里河省 環環付近	氏 名	上 [Redacted]
-----	------	---------------	-------------	-------------	-----	-----------------

一、生死不明となつた当時の状況

1、本名の所属していた九野航修修理廠は、終戦にともない、兵江省安達において武装解除をうけ、主力は綏化編成の作業大隊に編入され、里河經由入りました。

2、本名は昭和二十年十月主力とともに入る途中、病弱のため里河に残留したが翌二十一年六月中旬の里河事件の際、里河を脱出し、六月二十二日環環付近において行方不明となり、その後全く消息を絶つた。

(同行勤者 同部隊 [Redacted] 証言)

なお、その後生存を裏付けけるような資料は入手していない。

3、昭和二十一年六月中旬の里河事件に際し、里河においては中苦軍の攻勢

日本書紀
により多数の戦死者および処刑死者を出したが、黒河を脱出したものも
黒河南方地区において、中共軍の執ような追害をうけ、各所において相当
数の戦死者も発生している。

二判 決

以上とおりであるが、本名は、昭和二十一年六月二十二日 中華民国黒河省
瑗瑯県瑗瑯付近において、中共軍の攻撃をうけ、戦死したものと推定
される。

厚生省引揚援護局米帰還職査部長

控

死亡推定とする根拠資料

職 名	九野航修	補部所属 (本行勤務)	2 作	死亡推定 所 在 地	黒河省 瑗瑯付近	成 績	二
-----	------	----------------	-----	---------------	-------------	-----	---

一、坐落不明となつた当時の状況

1. 本名の所属していた九野戦航空修理廠は、終戦にともない、松江省安達において武装解除をうけ、主力は綏化編成の作業大隊に編入され、黒河經由入ソした。

2. 本名は、昭和二十年十月主力とともに入ソする途中、病弱のため黒河に残留したが、翌二十一年六月中旬の黒河事件の際、黒河を脱出し、六月二十二日瑗瑯付近において行方不明となり、その後全く消息を絶つていった。(同部隊、同行勤務者 [] の証言)
なおその後なんら生存を裏付けけるような資料は入手していない。

昭和二十一年六月中旬の黒河事件の際、黒河においては中共軍の

208-11

2250

昭和二十一年六月下旬、黒河事件の際、黒河において、中苦軍の
攻惠により多数の戦死者および処刑者を出したが、黒河を脱出したものも
黒河南方地区において、中苦軍の執ような追害を受け、各所において、
相当数の戦死者を発生している。

三、刑 場

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十一年六月二十二日、中華民国黒河
省瓊瑯県瓊瑯付近において、中苦軍の攻惠を受け、戦死したものと
推定される。

厚生省引揚援護局米帰還調査部長

208-V2

2251

来

死亡推定とする根拠資料

所 属	九野航修	組織所 属 (行 動 部 隊)	又 作	死亡推定 場 所	黑河省 二站付近	階 級 氏 名	上 [Redacted]
-----	------	--------------------	-----	-------------	-------------	------------	-----------------

一、生死不明となつた当時の状況

／＼本名の所屬してゐた九野戦航空修理廠は終戦とならない、浙江省安慶に
おいて武装解除をうけ、主力は緬甸編成の作業大隊に編入され、里河
經由入ソした。

乙本名は昭和二十年十一月主力とともに入ソする途中、病弱のため里河に
残留したが、翌二十一年六月中旬の里河事件の際、里河を脱出し、
六月二十三日二站付近において行方不明となり、その後、全く消息を絶
つてしまった。(同部隊、同一行動者 [Redacted] 以下二名の証言)
なお、その後をなら生ねを裏付けけるような資料は入手していない。

20/-11

昭和二十二年六月中旬、里河事件に際し、里河にありしは中共軍の攻襲により、多数の戦死者および処刑死者を出したが、里河を脱出したものも、里河南方地区にありて、中共軍の執ような追襲をうけ、各所にありて相当数の戦死者を発生している。

二 判 決

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十二年六月二十三日、中華民国里河省環埡県二站付近にありて、中共軍の攻襲をうけ、戦死したものと推定される。

1. 啓力

死亡推定とする根拠資料

氏名	死亡推定場所	作	補綴所載(行脚時)	所
黒河相	黒河相	作	2	九野風修
氏名	黒河相	作	2	九野風修

一、生死不明となつた当時の状況

1. 本名、折尾とし、九野風修、航空修理廠員、経験にとりかゝる者、
に、衣装解存をうけた後、主刀は、縫製、編成、作者、大塚、
編入、黒河相、入、し、た。

2. 本名、黒河三、年、十月、主刀と、入、送、り、途、中、病、弱、の、た、め、
黒河、に、送、り、留、め、ら、れ、た、が、翌、三、年、六、月、中、旬、黒河、事、件、が、あ、こ、り、
の、際、黒河、を、脱、出、し、南、下、中、二、站、付、近、に、お、い、て、行、方、不、明、と、
な、り、た、り、後、金、に、希、求、を、絶、つ、に、い、た、た、ら、な、い。

(国語、同、行、脚、者、以下、三、名、の、証、言、)

三、黒河三、年、六、月、中、旬、の、黒河、事、件、に、際、し、黒河、に、お、い、て、は、中、共、軍、の、
支、隊、に、お、い、て、多、数、の、隊、員、を、あ、ら、び、に、死、者、と、な、り、た、が、黒河、を、

三、黒河三、年、六、月、中、旬、の、黒河、事、件、に、際、し、黒河、に、お、い、て、は、中、共、軍、の、
支、隊、に、お、い、て、多、数、の、隊、員、を、あ、ら、び、に、死、者、と、な、り、た、が、黒河、を、

昭和三十一年六月甲午の黒河事件に際し黒河において甲共軍の
攻襲より多数の戦死者および処刑死者を以てたが黒河を
脱出したものの黒河南方地区において甲共軍の襲撃を受ける
際どういった各所において相次ぎの戦死者を発生している

予部 記

以上のとおりであり、本名は昭和三十一年六月十三日、中華民国
黒河省境線沿二站付近において甲共軍の攻襲より戦
死したものと推定される。

厚生省引揚援護局未帰還調査部長

111-15

2255

狀況不明者の資料届

本籍地

一等兵

所属部隊固有第五航空隊司令部

通稱番号第九八五部隊

昭和三年三月二十四午前四時奉天收容所に於て戦病死せり遺留品
(遺髪及貯金通帳印鑑)は [redacted] 伍長歸還の際持ち行し福岡縣博多
市立病院第一課に依頼す

満洲第八九部隊

伍長

陸軍

死亡事實證明書

本籍地

所屬部隊

第二航空軍司令部

(通稱号)

(滿洲第八三四部隊)

陸軍に属

右ノ者昭和三十一年六月二十七日午後二時滿洲國奉天市ニ於テ戦病死
シタルコトヲ證明ス

昭和三十一年四月十四日

元陸軍に属

姓名 田中 隆雄		出生年月日 昭和 年 月 日		籍貫 東京都		職業 陸軍軍醫		現住所 [Redacted]		家族関係 妻 田中 幸子	
死亡 昭和 年 月 日		死因 戦死		死場所 中国 山西省		死時年齢 26歳		死時職業 陸軍軍医		死時住所 [Redacted]	
遺体 発見		発見場所 山西省		発見年月日 昭和 年 月 日		発見者 中国兵		発見時状況 戦死		発見時住所 [Redacted]	
遺品 所持品		所持品 手帳、銃、薬		所持品 手帳、銃、薬		所持品 手帳、銃、薬		所持品 手帳、銃、薬		所持品 手帳、銃、薬	
備考 戦死		備考 戦死		備考 戦死		備考 戦死		備考 戦死		備考 戦死	

21-02

死 七年 月 日 時 分 死 亡 時 職	死 亡 認 定	歷	略	者	歿	死	担 當 者	留 守 現 任 所	不 在 籍 地	部 隊 通 稱 號	所 屬 團 有 名	現 認 證
		時 職 務	期 間 並 具 其 一	主 要 作 戰 名 及	外 地 港 灣 到 著 年 月 日	內 地 港 灣 到 著 年 月 日	入 地 應 召 年 月 日	氏 名	往 所	隊 中 隊	微 集 往 地	
		其 他				階 級 進 級				年 役 兵	現 航	

16-12

死亡区分
戦死
戦病死
事故死

死亡理由
戦死
戦病死
事故死

遺骨遺留
遺骨遺留
遺骨遺留
遺骨遺留

死亡前後状況
本人は三所屬部隊
昭和三年四月五日
中から部下金中冷水線
に悪く死す
死体は理局日本人会墓地に埋葬す

死亡認定理由

目認
死体埋葬
その他

右之通り認定ス

所屬部隊
現住所
官等氏名印
満洲第九部隊
文化陸軍病院
當地に埋葬日本人會附屬診療所

備考

判明セル所成ルベク詳シク記載セラレ度ク
死亡認定ノ理由ニハ其ノ確度(例ハ昭和十九年十月二日甲)ヲ示サレ度ク
早確定ナルニハ其ノ記憶ウスモモ
丙 他人ヨリモ知ラズ

16-13

本籍地

右一同

所屬部隊名

平壤陸軍

官等級

陸軍(死之前)

軍屬

死亡場所

滿洲國

延吉集安所

赤痢六病棟

區分

病死

日時

昭和三年七月廿二日午前七時半頃

傷(病名)

赤痢

留守担当者住所

續柄氏名

父

口證明寸

昭和三年二月廿二日

住所

光所屬官氏名

滿洲通化五五〇部隊一等兵

187

死 亡 證 明 書

陸・海・邦

裏面記載上の注意を見てください。(※)及び裏面の各欄は記載に及びません

資 料 提 供 者 死 亡 知 照 方 法	死 亡 者									
	執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 骨 及 び 遺 骸 の 処 理	元 死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時		遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容
執 行 刑 罰 者 執 行 刑 罰 場 所 執 行 刑 罰 日 時	遺 留 品 の 処 理	死 亡 事 由 (傷 病 名)	諸 死 亡 場 所	死 亡 日 時	死 亡 区 分	発 病 場 所	発 病 時 期	本 籍 地	区 分	内 容

20

昭和 年 月 日

徵 兵 糧

所 屬 部 隊

所 屬 部 隊

所 屬 部 隊

現 認 証 明 書

本籍地

所屬隊

官等級 陸軍上等兵

現認証事項

病名

セリ

發病年月日

昭和二年八月廿九

死年月日時 昭和二年八月廿六日午後九時三十分

胃腸理狀況 瑞昂岡島有延吉縣德新區英東屯西山約二十里地點隱蔽人
其他 氏ハ小生等ト共ニ其東ノ數五六トニテ昭和二年四月廿日以來八路串ノ命ニテ農業ニ従事シ日夜苦勞ヲ
其ニ此ルモ一十ニ長ノ家ニテ

月廿日以來八路串ノ命ニテ農業ニ従事シ日夜苦勞ヲ
其ニ此ルモ一十ニ長ノ家ニテ

在現認人

現認人

陸中一ノ三

備考	三七	所屬部隊	[Redacted]
717	倉庫員	死亡當時官等職	死亡
[Redacted]	[Redacted]	氏名	[Redacted]
[Redacted]	死因	區分	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	山	[Redacted]
[Redacted]	昭和21.8.28	年月日時	[Redacted]
[Redacted]	0.400	確度	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	確定理由	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	留本所氏名	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	遺留品	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

8-11

名錄林治

龍王港 覽

連絡先 (住所)
所屬部隊
階級氏名

死亡當時

氏名

職分

事由

場所

年月日時

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

確度

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

龍王港

真

一部 陳 潘 謝 八 部 不 南 宋

一、
一、

卷

留學祖兄
官第級不明

1994

卷之六
列車中

一、傷風感冒
一、咳嗽痰喘

弘治十八年八月十二日

大綱素之京病

元氣字人小使在司

吳州車九月初五日
前住居人歸來的字

私ク一度其つとさ

發之中心度私不

卷之八

三時遇也

此書乃...

100

2267

戦歿者確認(證明)書

一、死歿者所屬部隊名(通稱號) 宙第五二九部隊

一、徵集年 昭和十八年 役種 特別機銃見習兵種 航空

一、官等(死歿前) 少尉 (死歿後)

一、氏名 [redacted] 年 [redacted] 月 [redacted] 日生

一、死歿場所 満洲奉天省奉天市鉄南區日満銅材集中營

一、死亡區分 戦事由 昭和十八年一月南支那軍行機事故ニ依リ(父)ニ依リ野療死

一、死歿年月日時 昭和二十一年九月十四日午前四時

一、死歿者本籍地留守擔當者 [redacted] (父)

右確認(證明)ス

昭和二十一年十一月十三日

元所屬部隊名

満洲第一五二七部隊

現住所

元官等級 陸軍一等兵

氏名印

註 死亡事由、場所ハナルベククワシク特ニ終戦後ノ死亡ハ明細ニ生死不明ニナツタ者ハソノ前後ヲ

クワシクオ知ラセ下サイ

宛 先

地方世話部慰恤係

3-124

死亡推定とする模範

所	九野航修	細部所屬	2 作業隊	死亡推定	北安省	職級	(一)
(行跡等)			場	所	北安付道	氏名	

一、生死不明となつた當時の状況

人 本名の所属してゐた九野航修修理廠は、終戦にともない海江省安遠において武装解除をうけた後、主力は終戦編成の作業入隊に編入せられ黒河經由入隊した。

2. 本名は、主力とともに入隊し、ウヤツカ地区に收容されたが、病弱のため昭和三十一年四月ごろ黒河へ送り返され、南崗收容所に收容され、同年六月の黒河事件後、第三務因要員として北安へ南下した。同年九月中旬、哈爾濱方面に向ふ南下の際、北安に残留し、以後全く消息を絶つてゐた。

(同部隊 証言)

3. 当時北安付近は奥地よりの避難群により混乱を極め食糧の不足、寒疾、流行等により多数の死者を生じていた状態であった。

三 判 決

以上のとおりであるので、本名は、昭和二十一年九月二十一日、中華民国北安省北安県北安付近において栄養失調症により戦病死したものと推定される。

70-15

死に直ぐ大見立證明書

場第ニ七三部隊

戦集年

昭日

氏名 常業級一等兵

昭和二年九月二十三日三時/分

場第一病院

ニ於テ肺結核ニ依リ

戦傷病死シタルコトヲ證明(現認)ス

右ノ肺結核

後編部

遺留品の有無 遺品あり

遺族承認の有無

昭和22年3月9日

所属部隊 官等 氏名 (偽品義勇隊員)

現住所

2378

9-13

昭和二十一年九月 不日 時 分 延吉病院

死亡區分 傷病死 果一失 昭和二十一年九月二日

遺囑の有無 大財遺言書 死体の處置 埋 葬

死亡當時 食糧不振(胃腸)ノ事ヲ蒙リ 衰弱ニ至リ

の状況及 下痢并発 死に至リ

所見 頸交アリテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

死する 枕上ニ在リテ午後延吉ニ来リヨリ 月曜夜病リ

43-15

鋼 遊

北平各報刊載 下期並登養父訃告 以及戰病死之消息等

膠生有引誘發酸局來痛過則成癰矣

現認證明書

滿洲

非軍

第八三六七部隊

陸軍技術工事科

カ
ト
通
ル

右者昭和二十一年一月十四日

二於テ 榮養失調 二依リ 戦死（歿）

療死）セルコトヲ現認ス。

昭和二十一年一月十九日

現認者元滿洲第八三七部隊

現任職

官等八号 陸軍技術曹長

未帰国アリ

44-70

[illegible]

死亡推定とする根拠資料

関東軍航空廠 (調部所屬)

死亡推定 中華民國通化省輯安縣 調部所屬 航空廠 航空廠員 氏名

不明となつた当時の状況

本人の所屬する関東軍航空廠本廠は、終戦にともない奉天において武装解除をうけ、同地編成の作業大隊に編入されて入所している。

本人は、武装解除後、部隊と別行動をとり、その後戦友とともに安東にいたり、中共軍に強制抑留され、各地を移動していたが、昭和三十一年上旬登珍チフスにかかり、中共軍野戦病院に入院したが、その後死亡したと聞く。同部隊の戦友 [] が証言しており、爾後全く生存資料はない。

なお本人について、その後多数殺のものについて調べたが、存んら生存を裏付ける資料は入手していない。

二判 決

以上により本人は、昭和三十一年十月二十六日中華民国通化省輯安縣輯安付近中共軍野戦病院において登珍チフスにより戦病死したものと推定される。

厚生省引揚援護局未帰還者部長

[illegible]

明治二十一年四月

陸軍少佐

満洲奉天市兵部所長 呂俊

省警務所十人

満洲奉天市兵部所長 呂俊

明治二十一年四月

右列記したることを明す

昭和二十一年七月

陸軍少佐 陸軍少佐

9-12



死 亡 証 書 (第 一 號)

了了軍司令部

臨時軍部

臨時軍部

船 隻 口 船 隻 口

二

死亡當時の状況及び備考

昭和12.10

中華民國廣東省南海市橋南寺所
榮長失調症

甲

甲

丙

新病北

甲乙

南海市長

警察署長

長

中橋南寺所より
佛山南寺所に移る
来日、中口人より受
け、北に同ソレ

新の石州市東愛路2号州
行轅軍司令部へ移る
は、昭和12年10月20日
午後、本寺に入り、未だ
冬の間一編に病を患ふ

中口便所にて、戦後、船舶輸送に従事し、
誤り、ヤシーと破損し、中口側には故意に
破壊したと見せ、捕えられ、同ソレ。
又、石の佛山へ移る時、既に病人等三名は
居た。

市橋南寺所から佛山南寺所へ送られて来日
中口人より「佛山から行った日本人は三人失足さ
し」と同ソレ。
獄中生活、相当に困難な人々を、此寺で、
失調したもので、市橋は佛山より受け、給食の要は同ソレ。



本籍地

現認證明書

所長部隊

大官署設在

全病場

受傷年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

死亡年月日

36-12

先王聖明書

陸軍部呈請

三十五

右着由軍部開辦北省漢口旅容所

并應及兩部漢漢三手知如平容年六月

十五日英七

方現狀容所人

陸軍部呈請

陸軍部呈請

陸軍部呈請

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

毒

寫

學子送付外長證明書付返送し長。

邦·海·陸

裏面記載上の注意を見ておいて下さい。(※及び裏面の各欄は記載に及びません)

邦人未寧

殘
山西

[illegible]

大.
9.
3.
18

死 亡 ~~現 認~~ 証 明 書

陸・海・邦

寫

[illegible]

裏面阳城上の注意を覚えて下さい。(※及び裏面の各欄は阳城に及びません)

◎裏面記載上の注意を見て書いて下さい。

死亡現認(確認)証明書

※(調査官) 昭和 年 月 日
 ※(調査官) 昭和 年 月 日

資 料 提 供 者		死 亡 者 の 資 料										
法方たつ州と亡死		遺 留 品	及 遺 骸 の 處 理	元 諸 亡 死					現 留 守 作 擔 當 者	本 籍 地	無 育 の 風	
同レ病院同レ分所に勤務 病状私が看護死時も同レ 土葬に行ふ				死亡 區分	發 病 時	傷 病 名	死 亡 場 所	死 亡 日 時			區 分	除 部 所 傳 通 有 固
係 關 の と 人 本		土葬	昭和三十三年七月頃卒熱と同時 に同葬	肺結核	通化省柳河果柳河	昭和三十四年四月二十日頃	内	縣 府 道 都	都 府 道 縣	府 道 縣	屬 所 部 制	
友人											(若應地境)初役	
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		兵 種		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		(後)級時官(前)		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		名 氏		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		年 月 日 生		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		名 氏 者 官 職 守 衛		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		姓 柄 ()		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		記		
除 部 屬 所		所 住 現		※		※		※		昭和三十三年七月頃より卒病 第百三十五方病院分所にて 休養中分所の移動により 三十分所(通化省二道江)に入院 昭和三十四年一月頃三十分所へ移 動と供に通化省柳河街に行き 四月頃死亡(二十分所) 病名肺結核		

邦・海・陸

裏面記載上の注意をしておいて下さい。(※及び裏面の各欄は記載に及びません)

2291

死七者
生者不計者
初習者

見

書

國有名
部隊名
官等領

氏名
氏名

例			高松	歩兵	陸軍
			佐々木	佐々木	佐々木
			氏	何	氏
			名	某	氏
			區分	戦死	公病死
			事由	銃創	肺炎
			場所	巴タ	巴タ
			年月日	20 7 10	20 7 30
			確	甲	甲
			確	自死	自死
			本籍地	何所	何所
			遺留品	分隊長	分隊長
			骨	級	級

15-10

各区分がき資料通報

軍 邦

支部 別隊	担任	地区	区分
----------	----	----	----

A 資料提供者	B 来 邦 道 者 安 身				入手	
詳細な本人 との関係	詳細な状態	場所	時期	所属部隊(艦 艇又は住所)	届 有 無 役種(現否)	
	昭和 年、月、日 甲 乙 丙 甲 乙 丙 甲 乙 丙 区 分 甲 乙 丙 摘要		昭和 年、月、日	独 立 隊	兵 種 (戦術)	
所 属 (艦艇名)		住所	甲 乙	氏 名	階 級 (戦名)	
姓 名		本 籍	留守宅	木 栖	年 月	官 公 署
二			甲 乙	甲 乙	日 生	日 没

昭和 年、月、日

甲 乙 丙 甲 乙 丙 甲 乙 丙

区 分

甲 乙 丙

摘要

軍 邦

軍 邦		第部 司職	追任	地区	区分	
A 資料提供者		B 来 州 選 考 資 料				入手
詳かな本人との関係	詳細な状態	場所	時期	所属部隊(戦時又は住野)	届	経緯
	駐屯地河南新郷附近の作戦中、 負傷し入院した。その公を病又は思 河に流入して、その確定月日は不明。		昭和 年 月 日		有 無 役血(現存) 兵 種 (戦装) 附 属 (戦名)	通件照会
所 属 (戦地名)	見住所	甲乙丙区	甲乙丙分	甲 乙	氏 名	時期
独逸軍 M.G.	[Redacted]			留守電	本籍 [Redacted]	
附 属 (戦地名)		甲 乙 丙	甲 乙 丙		年 月 日	官公署
要			摘要		甲 乙	
氏名	[Redacted]				月 日 生	
	本居				用 乙	